

令和 6 年11月定例会

総 務 委 員 会 資 料

(総 務 部)

議案第168号 秋田市職員給与条例および秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する件

秋田市職員給与条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行																
第 1 条～第25条 （略）	第 1 条～第25条 （略）																
第25条の 2 寒冷地手当の額は、基準日における次の表に掲げる職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。	第25条の 2 寒冷地手当の額は、基準日における次の表に掲げる職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。																
<table><tr><th colspan="2">世帯主である職員</th><th rowspan="2">その他の職員</th></tr><tr><th>扶養親族のある者</th><th>その他の世帯主である者</th></tr><tr><td>19,800円</td><td>11,400円</td><td>8,200円</td></tr></table>	世帯主である職員		その他の職員	扶養親族のある者	その他の世帯主である者	19,800円	11,400円	8,200円	<table><tr><th colspan="2">世帯主である職員</th><th rowspan="2">その他の職員</th></tr><tr><th>扶養親族のある者</th><th>その他の世帯主である者</th></tr><tr><td>17,800円</td><td>10,200円</td><td>7,360円</td></tr></table>	世帯主である職員		その他の職員	扶養親族のある者	その他の世帯主である者	17,800円	10,200円	7,360円
世帯主である職員		その他の職員															
扶養親族のある者	その他の世帯主である者																
19,800円	11,400円	8,200円															
世帯主である職員		その他の職員															
扶養親族のある者	その他の世帯主である者																
17,800円	10,200円	7,360円															
2 および 3 （略） （期末手当）	2 および 3 （略） （期末手当）																
第26条 （略）	第26条 （略）																
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の130</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) （略）	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の120</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) （略）																
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「 <u>100分の68.75</u> 」と、「100分の130」とあるのは「 <u>100分の71.25</u> 」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、 <u>「100分の68.75」とする。</u>																
4 ～ 6 （略）	4 ～ 6 （略）																
第26条の 2 および第26条の 3 （略） （勤勉手当）	第26条の 2 および第26条の 3 （略） （勤勉手当）																
第27条 （略）	第27条 （略）																
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、 <u>6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の102.5</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当																

該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合には100分の48.75、12月に 支給する場合には100分の51.25</u>を乗じて得た額 の総額 3～5 （略） 第27条の2～第30条 （略） <u>別表第1および別表第2</u> 別紙のとおり 以下 （略）	該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額 3～5 （略） 第27条の2～第30条 （略） <u>別表第1および別表第2</u> 別紙のとおり 以下 （略）
---	--

改 正 案										
別表第 1 行政職給料表（第 3 条関係）										
ア 行政職給料表(1)										
職員の 区分	職務 の級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員およ び任期 付職員 以外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	184,802	231,633	263,155	289,339	311,999	337,378	376,051	418,550	
	2	185,910	233,143	264,162	290,951	313,711	339,291	378,669	420,967	
	3	187,119	234,654	265,169	292,461	315,423	341,104	380,985	423,485	
	4	188,226	236,164	266,176	293,972	316,934	342,917	383,201	425,902	
	5	189,334	237,675	267,183	295,483	318,344	344,629	385,115	427,816	
	6	191,046	239,186	268,190	296,993	319,653	346,341	387,431	429,930	
	7	192,658	240,696	269,197	298,403	320,962	347,953	389,546	432,045	
	8	194,269	242,207	270,204	299,712	322,272	349,665	391,560	434,261	
	9	195,880	243,718	271,212	300,921	323,581	351,276	393,574	436,175	
	10	197,593	245,128	272,219	302,432	325,394	352,988	395,891	438,289	
	11	199,204	246,538	273,226	303,942	327,206	354,599	398,106	440,404	
	12	200,815	247,948	274,233	305,352	328,918	356,211	400,322	442,318	
	13	202,427	249,156	275,240	306,762	330,630	357,721	402,537	444,030	
	14	204,139	250,365	276,247	307,870	332,343	359,433	404,854	445,843	
	15	205,851	251,573	277,254	308,877	334,055	361,045	407,069	447,756	
	16	207,563	252,782	278,362	310,086	335,767	362,656	409,386	449,670	
	17	208,872	253,889	279,369	311,294	337,378	364,268	411,198	451,482	
	18	210,483	254,997	280,678	312,905	339,090	366,080	413,112	453,295	
	19	212,095	256,105	281,988	314,517	340,802	367,591	415,025	455,108	
	20	213,605	257,213	283,196	316,128	342,414	369,202	416,838	456,820	
	21	215,116	258,220	284,505	317,639	343,924	370,612	418,651	458,633	
	22	216,727	259,227	285,814	319,250	345,536	372,224	420,464	460,143	
	23	218,339	260,234	287,023	320,862	347,147	373,835	422,277	461,553	
	24	219,950	261,241	288,232	322,473	348,658	375,346	424,089	463,064	
	25	221,562	262,248	289,339	323,984	350,067	377,259	425,701	464,474	
	26	223,274	263,155	290,548	325,696	351,780	379,173	427,211	465,783	
	27	224,583	264,061	291,857	327,307	353,391	381,086	428,722	467,092	
	28	225,892	264,968	293,166	328,918	355,002	382,899	430,233	468,301	
	29	227,201	265,773	294,476	330,328	356,211	384,410	431,743	469,308	
	30	228,309	266,579	295,483	332,040	357,721	386,222	433,053	470,013	
	31	229,417	267,385	296,490	333,752	359,232	387,934	434,362	470,718	
	32	230,525	268,190	297,598	335,364	360,743	389,546	435,570	471,423	
	33	231,633	268,895	298,705	336,572	362,455	391,258	436,779	472,128	
	34	232,740	269,701	299,914	338,486	364,268	392,668	438,088	472,833	
	35	233,848	270,507	301,022	340,198	365,980	394,078	439,397	473,437	
	36	234,956	271,212	302,230	341,809	367,692	395,488	440,606	474,041	
	37	236,064	271,917	303,439	343,320	369,102	396,898	441,814	474,545	
	38	237,071	272,722	304,748	344,931	370,411	398,106	442,620	475,149	
	39	238,078	273,528	306,057	346,543	371,619	399,315	443,426	475,754	
	40	238,984	274,233	307,366	348,154	373,029	400,322	444,231	476,358	

現 行										
別表第 1 行政職給料表（第 3 条関係）										
ア 行政職給料表(1)										
職員の 区分	職務 の級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員およ び任期 付職員 以外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	163,032	209,196	242,285	273,161	297,098	324,957	367,601	412,659	
	2	164,138	210,905	243,793	274,770	299,210	327,170	370,216	415,073	
	3	165,345	212,615	245,201	276,279	301,222	329,383	372,630	417,587	
	4	166,451	214,124	246,609	277,888	303,133	331,394	375,044	420,001	
	5	167,557	215,632	247,816	279,397	304,943	333,406	376,955	421,912	
	6	168,664	217,443	249,426	281,107	306,753	335,417	379,469	424,024	
	7	169,770	219,152	250,934	282,917	308,362	337,328	381,782	426,136	
	8	170,876	220,862	252,342	284,727	309,972	339,239	384,297	428,348	
	9	171,882	222,371	253,449	286,437	311,581	341,150	386,710	430,259	
	10	173,290	223,879	254,857	288,348	313,794	343,161	389,325	432,371	
	11	174,598	225,388	256,365	290,158	316,006	345,173	391,940	434,484	
	12	175,905	226,897	257,673	291,969	318,018	347,184	394,555	436,394	
	13	177,112	228,104	258,980	293,779	320,029	348,995	396,868	438,104	
	14	178,621	229,512	260,187	295,388	322,041	351,006	399,182	439,915	
	15	180,129	230,920	261,394	296,796	323,952	352,917	401,394	441,825	
	16	181,739	232,328	262,601	298,204	325,863	354,828	403,708	443,736	
	17	182,845	233,736	263,808	299,713	327,773	356,538	405,518	445,547	
	18	184,253	235,345	265,115	301,725	329,785	358,549	407,429	447,357	
	19	185,661	236,854	266,423	303,736	331,696	360,360	409,340	449,167	
	20	187,069	238,262	267,730	305,546	333,607	362,271	411,150	450,877	
	21	188,376	239,469	269,138	307,256	335,317	364,182	412,960	452,688	
	22	190,690	241,078	270,647	309,167	337,328	366,093	414,771	454,196	
	23	192,902	242,586	272,256	311,078	339,340	368,003	416,581	455,604	
	24	195,115	243,994	273,765	312,888	341,250	369,914	418,392	457,113	
	25	197,328	245,000	275,374	314,598	342,659	371,825	420,001	458,521	
	26	199,037	246,509	277,084	316,610	344,569	373,736	421,509	459,828	
	27	200,546	247,816	278,693	318,621	346,480	375,647	423,018	461,136	
	28	202,055	249,023	280,302	320,532	348,391	377,558	424,527	462,343	
	29	203,563	250,130	281,911	322,242	350,001	379,067	426,035	463,349	
	30	204,971	251,135	283,420	324,253	351,911	380,877	427,343	464,053	
	31	206,379	252,040	284,928	326,265	353,722	382,687	428,650	464,857	
	32	207,787	252,946	286,437	328,276	355,532	384,297	429,687	465,561	
	33	209,196	253,851	287,543	329,483	357,342	386,006	431,064	466,265	
	34	210,503	254,756	289,153	331,495	359,153	387,414	432,371	467,070	
	35	211,810	255,561	290,661	333,406	360,863	388,822	433,679	467,774	
	36	213,118	256,365	292,170	335,417	362,572	390,231	434,886	468,377	
	37	214,425	257,069	293,578	337,328	363,980	391,639	436,093	468,880	
	38	215,632	258,176	295,187	339,239	365,288	392,845	436,897	469,484	
	39	216,839	259,382	296,796	341,150	366,595	394,052	437,702	470,087	
	40	217,946	260,489	298,406	343,061	368,003	395,058	438,507	470,691	

41	<u>239,891</u>	<u>274,938</u>	<u>308,676</u>	<u>349,866</u>	<u>374,137</u>	<u>401,430</u>	<u>444,836</u>	<u>476,861</u>
42	<u>240,797</u>	<u>275,743</u>	<u>309,985</u>	<u>351,679</u>	<u>375,044</u>	<u>402,638</u>	<u>445,440</u>	<u>477,365</u>
43	<u>241,603</u>	<u>276,549</u>	<u>311,294</u>	<u>353,492</u>	<u>376,051</u>	<u>403,746</u>	<u>446,044</u>	<u>477,768</u>
44	<u>242,408</u>	<u>277,254</u>	<u>312,603</u>	<u>355,304</u>	<u>377,158</u>	<u>404,854</u>	<u>446,648</u>	<u>478,070</u>
45	<u>243,113</u>	<u>277,959</u>	<u>313,913</u>	<u>356,815</u>	<u>377,964</u>	<u>405,559</u>	<u>447,353</u>	<u>478,372</u>
46	<u>243,718</u>	<u>278,664</u>	<u>315,222</u>	<u>358,225</u>	<u>378,871</u>	<u>406,264</u>	<u>448,159</u>	
47	<u>244,322</u>	<u>279,369</u>	<u>316,531</u>	<u>359,635</u>	<u>379,777</u>	<u>406,969</u>	<u>448,562</u>	
48	<u>244,926</u>	<u>280,074</u>	<u>317,639</u>	<u>361,045</u>	<u>380,583</u>	<u>407,674</u>	<u>449,267</u>	
49	<u>245,530</u>	<u>280,779</u>	<u>318,545</u>	<u>362,556</u>	<u>381,388</u>	<u>408,278</u>	<u>449,770</u>	
50	<u>246,135</u>	<u>281,484</u>	<u>319,854</u>	<u>363,361</u>	<u>382,194</u>	<u>408,882</u>	<u>450,173</u>	
51	<u>246,739</u>	<u>282,189</u>	<u>321,164</u>	<u>364,368</u>	<u>383,000</u>	<u>409,386</u>	<u>450,576</u>	
52	<u>247,243</u>	<u>282,894</u>	<u>322,473</u>	<u>365,375</u>	<u>383,705</u>	<u>409,788</u>	<u>450,979</u>	
53	<u>247,746</u>	<u>283,498</u>	<u>323,681</u>	<u>366,282</u>	<u>384,410</u>	<u>410,191</u>	<u>451,382</u>	
54	<u>248,149</u>	<u>284,203</u>	<u>324,991</u>	<u>367,390</u>	<u>385,115</u>	<u>410,393</u>	<u>451,785</u>	
55	<u>248,451</u>	<u>284,807</u>	<u>326,199</u>	<u>368,296</u>	<u>385,820</u>	<u>410,695</u>	<u>452,187</u>	
56	<u>248,753</u>	<u>285,512</u>	<u>327,408</u>	<u>369,303</u>	<u>386,524</u>	<u>410,997</u>	<u>452,490</u>	
57	<u>249,055</u>	<u>286,117</u>	<u>328,717</u>	<u>370,209</u>	<u>387,028</u>	<u>411,299</u>	<u>452,792</u>	
58	<u>249,357</u>	<u>286,822</u>	<u>329,825</u>	<u>370,914</u>	<u>387,632</u>	<u>411,601</u>	<u>453,195</u>	
59	<u>249,660</u>	<u>287,426</u>	<u>330,933</u>	<u>371,619</u>	<u>388,237</u>	<u>411,903</u>	<u>453,497</u>	
60	<u>249,962</u>	<u>288,131</u>	<u>332,040</u>	<u>372,224</u>	<u>388,942</u>	<u>412,206</u>	<u>453,799</u>	
61	<u>250,264</u>	<u>288,735</u>	<u>332,745</u>	<u>372,627</u>	<u>389,344</u>	<u>412,407</u>	<u>454,101</u>	
62	<u>250,566</u>	<u>289,440</u>	<u>333,652</u>	<u>373,231</u>	<u>389,949</u>	<u>412,709</u>		
63	<u>250,868</u>	<u>290,044</u>	<u>334,357</u>	<u>373,936</u>	<u>390,553</u>	<u>413,011</u>		
64	<u>251,170</u>	<u>290,548</u>	<u>335,162</u>	<u>374,641</u>	<u>391,056</u>	<u>413,313</u>		
65	<u>251,472</u>	<u>291,051</u>	<u>335,968</u>	<u>374,943</u>	<u>391,459</u>	<u>413,515</u>		
66	<u>251,775</u>	<u>291,656</u>	<u>336,371</u>	<u>375,648</u>	<u>392,064</u>	<u>413,817</u>		
67	<u>252,077</u>	<u>292,159</u>	<u>336,975</u>	<u>376,353</u>	<u>392,668</u>	<u>414,119</u>		
68	<u>252,379</u>	<u>292,763</u>	<u>337,680</u>	<u>376,957</u>	<u>393,171</u>	<u>414,421</u>		
69	<u>252,681</u>	<u>293,267</u>	<u>338,486</u>	<u>377,259</u>	<u>393,574</u>	<u>414,623</u>		
70	<u>252,983</u>	<u>293,771</u>	<u>339,191</u>	<u>377,763</u>	<u>394,078</u>	<u>414,925</u>		
71	<u>253,285</u>	<u>294,375</u>	<u>339,896</u>	<u>378,367</u>	<u>394,581</u>	<u>415,227</u>		
72	<u>253,587</u>	<u>294,979</u>	<u>340,500</u>	<u>378,971</u>	<u>395,186</u>	<u>415,428</u>		
73	<u>253,889</u>	<u>295,483</u>	<u>341,004</u>	<u>379,273</u>	<u>395,488</u>	<u>415,630</u>		
74	<u>254,192</u>	<u>295,986</u>	<u>341,608</u>	<u>379,878</u>	<u>395,891</u>	<u>415,932</u>		
75	<u>254,494</u>	<u>296,389</u>	<u>342,111</u>	<u>380,583</u>	<u>396,293</u>	<u>416,234</u>		
76	<u>254,796</u>	<u>296,691</u>	<u>342,716</u>	<u>381,187</u>	<u>396,696</u>	<u>416,435</u>		
77	<u>255,098</u>	<u>296,893</u>	<u>343,018</u>	<u>381,590</u>	<u>396,998</u>	<u>416,637</u>		
78	<u>255,400</u>	<u>297,195</u>	<u>343,521</u>	<u>382,093</u>	<u>397,300</u>	<u>416,939</u>		
79	<u>255,702</u>	<u>297,396</u>	<u>343,924</u>	<u>382,698</u>	<u>397,603</u>	<u>417,241</u>		
80	<u>256,004</u>	<u>297,698</u>	<u>344,327</u>	<u>383,201</u>	<u>397,804</u>	<u>417,442</u>		
81	<u>256,306</u>	<u>297,900</u>	<u>344,730</u>	<u>383,705</u>	<u>398,005</u>	<u>417,644</u>		
82	<u>256,609</u>	<u>298,101</u>	<u>345,233</u>	<u>384,309</u>	<u>398,308</u>	<u>417,946</u>		
83	<u>256,911</u>	<u>298,403</u>	<u>345,737</u>	<u>384,812</u>	<u>398,610</u>	<u>418,248</u>		
84	<u>257,213</u>	<u>298,605</u>	<u>346,240</u>	<u>385,115</u>	<u>398,811</u>	<u>418,450</u>		
85	<u>257,515</u>	<u>298,907</u>	<u>346,543</u>	<u>385,517</u>	<u>399,013</u>	<u>418,651</u>		
86	<u>257,817</u>	<u>299,209</u>	<u>346,945</u>	<u>386,021</u>	<u>399,315</u>			
87	<u>258,119</u>	<u>299,511</u>	<u>347,348</u>	<u>386,424</u>	<u>399,617</u>			
88	<u>258,421</u>	<u>299,813</u>	<u>347,751</u>	<u>386,827</u>	<u>399,818</u>			
89	<u>258,723</u>	<u>300,115</u>	<u>348,053</u>	<u>387,229</u>	<u>400,020</u>			

41	<u>219,052</u>	<u>261,696</u>	<u>299,914</u>	<u>344,871</u>	<u>369,110</u>	<u>396,164</u>	<u>439,110</u>	<u>471,193</u>
42	<u>220,158</u>	<u>262,903</u>	<u>301,523</u>	<u>346,782</u>	<u>370,015</u>	<u>397,371</u>	<u>439,814</u>	<u>471,696</u>
43	<u>221,164</u>	<u>264,009</u>	<u>303,032</u>	<u>348,592</u>	<u>371,021</u>	<u>398,478</u>	<u>440,518</u>	<u>472,099</u>
44	<u>222,170</u>	<u>265,115</u>	<u>304,541</u>	<u>350,403</u>	<u>372,127</u>	<u>399,584</u>	<u>441,222</u>	<u>472,400</u>
45	<u>223,075</u>	<u>266,222</u>	<u>306,150</u>	<u>351,911</u>	<u>372,932</u>	<u>400,288</u>	<u>442,027</u>	<u>472,702</u>
46	<u>223,980</u>	<u>267,328</u>	<u>307,759</u>	<u>353,319</u>	<u>373,837</u>	<u>400,992</u>	<u>442,831</u>	
47	<u>224,885</u>	<u>268,434</u>	<u>309,368</u>	<u>354,728</u>	<u>374,742</u>	<u>401,696</u>	<u>443,234</u>	
48	<u>225,790</u>	<u>269,440</u>	<u>310,877</u>	<u>356,236</u>	<u>375,547</u>	<u>402,400</u>	<u>443,938</u>	
49	<u>226,696</u>	<u>270,446</u>	<u>311,782</u>	<u>357,745</u>	<u>376,351</u>	<u>403,004</u>	<u>444,440</u>	
50	<u>227,601</u>	<u>271,451</u>	<u>313,291</u>	<u>358,549</u>	<u>377,156</u>	<u>403,607</u>	<u>444,843</u>	
51	<u>228,506</u>	<u>272,457</u>	<u>314,799</u>	<u>359,555</u>	<u>377,960</u>	<u>404,110</u>	<u>445,245</u>	
52	<u>229,411</u>	<u>273,362</u>	<u>316,408</u>	<u>360,561</u>	<u>378,664</u>	<u>404,512</u>	<u>445,647</u>	
53	<u>230,216</u>	<u>274,268</u>	<u>318,018</u>	<u>361,466</u>	<u>379,368</u>	<u>404,914</u>	<u>446,050</u>	
54	<u>231,121</u>	<u>275,173</u>	<u>319,627</u>	<u>362,572</u>	<u>380,072</u>	<u>405,216</u>	<u>446,452</u>	
55	<u>232,026</u>	<u>276,078</u>	<u>321,135</u>	<u>363,478</u>	<u>380,776</u>	<u>405,518</u>	<u>446,854</u>	
56	<u>232,831</u>	<u>276,983</u>	<u>322,644</u>	<u>364,483</u>	<u>381,480</u>	<u>405,820</u>	<u>447,156</u>	
57	<u>233,132</u>	<u>277,888</u>	<u>324,052</u>	<u>365,388</u>	<u>381,983</u>	<u>406,121</u>	<u>447,458</u>	
58	<u>233,937</u>	<u>278,793</u>	<u>325,259</u>	<u>366,093</u>	<u>382,587</u>	<u>406,423</u>	<u>447,860</u>	
59	<u>234,641</u>	<u>279,699</u>	<u>326,365</u>	<u>366,797</u>	<u>383,190</u>	<u>406,725</u>	<u>448,162</u>	
60	<u>235,244</u>	<u>280,604</u>	<u>327,472</u>	<u>367,400</u>	<u>383,894</u>	<u>407,027</u>	<u>448,463</u>	
61	<u>235,848</u>	<u>281,610</u>	<u>328,176</u>	<u>367,802</u>	<u>384,297</u>	<u>407,328</u>	<u>448,765</u>	
62	<u>236,552</u>	<u>282,615</u>	<u>329,081</u>	<u>368,406</u>	<u>385,001</u>	<u>407,630</u>		
63	<u>237,155</u>	<u>283,520</u>	<u>329,886</u>	<u>369,110</u>	<u>385,604</u>	<u>407,932</u>		
64	<u>237,658</u>	<u>284,426</u>	<u>330,690</u>	<u>369,814</u>	<u>386,208</u>	<u>408,233</u>		
65	<u>238,161</u>	<u>284,928</u>	<u>331,495</u>	<u>370,116</u>	<u>386,610</u>	<u>408,535</u>		
66	<u>238,664</u>	<u>285,633</u>	<u>331,897</u>	<u>370,820</u>	<u>387,213</u>	<u>408,837</u>		
67	<u>239,167</u>	<u>286,337</u>	<u>332,500</u>	<u>371,524</u>	<u>387,817</u>	<u>409,139</u>		
68	<u>239,770</u>	<u>287,242</u>	<u>333,204</u>	<u>372,127</u>	<u>388,420</u>	<u>409,440</u>		
69	<u>240,273</u>	<u>288,247</u>	<u>334,009</u>	<u>372,429</u>	<u>388,822</u>	<u>409,641</u>		
70	<u>240,776</u>	<u>289,052</u>	<u>334,713</u>	<u>373,032</u>	<u>389,325</u>	<u>409,943</u>		
71	<u>241,279</u>	<u>289,857</u>	<u>335,417</u>	<u>373,736</u>	<u>389,828</u>	<u>410,245</u>		
72	<u>241,782</u>	<u>290,661</u>	<u>336,021</u>	<u>374,340</u>	<u>390,432</u>	<u>410,446</u>		
73	<u>242,285</u>	<u>291,365</u>	<u>336,523</u>	<u>374,641</u>	<u>390,733</u>	<u>410,647</u>		
74	<u>242,788</u>	<u>291,868</u>	<u>337,127</u>	<u>375,245</u>	<u>391,136</u>	<u>410,949</u>		
75	<u>243,190</u>	<u>292,270</u>	<u>337,630</u>	<u>375,949</u>	<u>391,538</u>	<u>411,251</u>		
76	<u>243,693</u>	<u>292,673</u>	<u>338,233</u>	<u>376,552</u>	<u>391,940</u>	<u>411,452</u>		
77	<u>244,196</u>	<u>292,874</u>	<u>338,535</u>	<u>376,955</u>	<u>392,242</u>	<u>411,653</u>		
78	<u>244,698</u>	<u>293,176</u>	<u>339,038</u>	<u>377,457</u>	<u>392,544</u>	<u>411,955</u>		
79	<u>245,201</u>	<u>293,377</u>	<u>339,440</u>	<u>378,061</u>	<u>392,845</u>	<u>412,256</u>		
80	<u>245,704</u>	<u>293,679</u>	<u>339,842</u>	<u>378,564</u>	<u>393,047</u>	<u>412,458</u>		
81	<u>246,107</u>	<u>293,880</u>	<u>340,245</u>	<u>379,067</u>	<u>393,248</u>	<u>412,659</u>		
82	<u>246,609</u>	<u>294,081</u>	<u>340,748</u>	<u>379,670</u>	<u>393,549</u>	<u>412,960</u>		
83	<u>247,012</u>	<u>294,383</u>	<u>341,250</u>	<u>380,173</u>	<u>393,851</u>	<u>413,262</u>		
84	<u>247,414</u>	<u>294,584</u>	<u>341,753</u>	<u>380,475</u>	<u>394,052</u>	<u>413,463</u>		
85	<u>247,816</u>	<u>294,885</u>	<u>342,055</u>	<u>380,877</u>	<u>394,254</u>	<u>413,664</u>		
86	<u>248,219</u>	<u>295,187</u>	<u>342,457</u>	<u>381,380</u>	<u>394,555</u>			
87	<u>248,621</u>	<u>295,489</u>	<u>342,960</u>	<u>381,782</u>	<u>394,857</u>			
88	<u>249,023</u>	<u>295,791</u>	<u>343,363</u>	<u>382,185</u>	<u>395,058</u>			
89	<u>249,426</u>	<u>296,092</u>	<u>343,664</u>	<u>382,587</u>	<u>395,259</u>			

	90	259,026	300,417	348,456	387,733	400,322			
	91	259,328	300,720	348,859	388,136	400,624			
	92	259,630	301,122	349,262	388,539	400,825			
	93	259,932	301,324	349,463	388,841	401,027			
	94		301,525	349,866					
	95		301,827	350,269					
	96		302,230	350,672					
	97		302,432	350,873					
	98		302,734	351,276					
	99		303,137	351,679					
	100		303,539	351,981					
	101		303,741	352,283					
	102		304,043	352,686					
	103		304,345	353,089					
	104		304,647	353,492					
	105		304,849	353,995					
	106		305,151	354,398					
	107		305,453	354,801					
	108		305,755	355,204					
	109		305,956	355,707					
	110		306,359	356,110					
	111		306,762	356,412					
	112		307,064	356,714					
	113		307,266	357,218					
	114		307,467						
	115		307,769						
	116		308,172						
	117		308,374						
	118		308,575						
	119		308,877						
	120		309,179						
	121		309,582						
	122		309,783						
	123		310,086						
	124		310,388						
	125		310,690						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		193,363	221,058	261,846	281,685	296,993	322,876	365,275	399,013
任期付 職員		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円							
1		195,880							
2		227,201							

	90	249,928	296,495	344,067	383,090	395,561			
	91	250,230	296,796	344,569	383,492	395,863			
	92	250,532	297,199	344,972	383,894	396,064			
	93	250,834	297,400	345,173	384,196	396,265			
	94		297,601	345,575					
	95		297,903	346,078					
	96		298,305	346,480					
	97		298,506	346,682					
	98		298,808	347,084					
	99		299,210	347,486					
	100		299,612	347,788					
	101		299,814	348,090					
	102		300,115	348,492					
	103		300,518	348,894					
	104		300,819	349,296					
	105		301,020	349,799					
	106		301,322	350,202					
	107		301,725	350,604					
	108		302,026	351,006					
	109		302,227	351,509					
	110		302,630	351,911					
	111		303,032	352,213					
	112		303,334	352,515					
	113		303,535	353,018					
	114		303,736						
	115		304,038						
	116		304,440						
	117		304,641						
	118		304,842						
	119		305,144						
	120		305,446						
	121		305,848						
	122		306,049						
	123		306,351						
	124		306,653						
	125		306,954						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		189,785	217,443	257,673	277,184	292,371	318,018	360,058	393,449
任期付 職員		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円							
1		171,882							
2		203,563							

改 正 案				
別表第2 医療職給料表（第3条関係）				
ア 医療職給料表(1)				
職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級
	号 俸	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員およ び任期 付職員 以外の 職員		円	円	円
	1	291,400	370,000	426,700
	2	293,700	372,600	428,700
	3	296,000	375,100	430,700
	4	298,200	377,600	432,600
	5	300,300	380,100	434,500
	6	303,800	382,800	436,100
	7	307,300	385,500	437,700
	8	310,700	388,100	439,300
	9	314,100	390,200	440,900
	10	317,600	392,700	442,700
	11	321,000	395,200	444,500
	12	324,400	397,700	446,300
	13	327,800	400,300	448,100
	14	331,300	403,000	449,900
	15	334,700	405,600	451,700
	16	338,100	408,100	453,500
	17	341,500	410,500	455,100
	18	344,600	412,700	457,100
	19	347,700	414,800	459,000
	20	350,800	416,900	460,900
	21	354,000	419,000	462,300
	22	357,100	420,500	464,100
	23	360,200	422,000	465,900
	24	363,200	423,500	467,700
	25	366,200	424,900	469,500
	26	368,500	426,400	471,300
	27	370,800	427,900	473,100
	28	373,000	429,300	474,900
	29	374,900	430,700	476,700
	30	376,600	432,200	478,500
	31	378,300	433,700	480,300
	32	380,100	435,100	482,100
	33	381,900	436,500	483,900
	34	383,700	438,000	485,800
	35	385,300	439,500	487,700
	36	386,700	440,900	489,600
	37	388,100	442,300	491,500
	38	389,600	443,700	493,200
	39	391,100	445,100	495,000
	40	392,600	446,500	496,800

現 行				
別表第2 医療職給料表（第3条関係）				
ア 医療職給料表(1)				
職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級
	号 俸	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員およ び任期 付職員 以外の 職員		円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900
	2	267,200	349,600	409,600
	3	269,600	352,400	412,100
	4	272,000	355,300	414,700
	5	274,100	357,800	417,100
	6	277,600	360,800	419,100
	7	281,100	363,800	420,900
	8	284,500	366,600	422,800
	9	288,100	368,700	424,600
	10	291,600	371,200	427,300
	11	295,200	373,900	429,800
	12	298,700	376,400	432,200
	13	302,200	379,100	434,400
	14	306,100	382,500	436,900
	15	310,000	385,500	438,900
	16	313,600	388,800	441,000
	17	317,200	391,800	443,000
	18	320,700	394,400	445,200
	19	324,200	396,800	447,400
	20	327,700	399,300	449,500
	21	331,300	401,900	450,900
	22	335,000	403,900	453,300
	23	338,400	405,500	455,600
	24	341,700	407,100	457,800
	25	345,000	408,800	459,800
	26	347,500	411,000	462,100
	27	350,000	413,100	464,300
	28	352,300	415,100	466,600
	29	354,400	417,200	468,700
	30	356,100	419,300	470,900
	31	357,800	420,900	473,200
	32	359,600	422,600	475,300
	33	361,500	424,500	477,100
	34	363,700	426,000	479,200
	35	365,800	427,800	481,300
	36	367,800	429,600	483,300
	37	369,700	431,500	485,400
	38	371,900	433,500	487,100
	39	374,000	435,300	488,900
	40	376,000	437,200	490,700

		41	<u>394,100</u>	<u>447,900</u>	<u>498,400</u>				41	<u>378,000</u>	<u>439,000</u>	<u>492,300</u>
		42	<u>394,800</u>	<u>449,300</u>	<u>500,200</u>				42	<u>378,700</u>	<u>440,700</u>	<u>494,100</u>
		43	<u>395,400</u>	<u>450,700</u>	<u>502,000</u>				43	<u>379,300</u>	<u>442,400</u>	<u>495,900</u>
		44	<u>396,100</u>	<u>452,100</u>	<u>503,600</u>				44	<u>380,000</u>	<u>444,200</u>	<u>497,500</u>
		45	<u>397,000</u>	<u>453,500</u>	<u>505,000</u>				45	<u>380,900</u>	<u>446,000</u>	<u>498,900</u>
		46	<u>397,600</u>	<u>454,900</u>	<u>506,700</u>				46	<u>382,200</u>	<u>447,800</u>	<u>500,600</u>
		47	<u>398,200</u>	<u>456,300</u>	<u>508,500</u>				47	<u>383,500</u>	<u>449,500</u>	<u>502,400</u>
		48	<u>398,800</u>	<u>457,700</u>	<u>510,200</u>				48	<u>384,800</u>	<u>451,200</u>	<u>504,100</u>
		49	<u>399,400</u>	<u>459,100</u>	<u>511,700</u>				49	<u>385,600</u>	<u>452,800</u>	<u>505,600</u>
		50	<u>399,900</u>	<u>460,800</u>	<u>513,000</u>				50	<u>386,400</u>	<u>454,500</u>	<u>506,900</u>
		51	<u>400,400</u>	<u>462,400</u>	<u>514,300</u>				51	<u>387,200</u>	<u>456,200</u>	<u>508,200</u>
		52	<u>400,900</u>	<u>464,000</u>	<u>515,600</u>				52	<u>387,700</u>	<u>457,900</u>	<u>509,500</u>
		53	<u>401,400</u>	<u>465,600</u>	<u>516,600</u>				53	<u>388,500</u>	<u>459,800</u>	<u>510,500</u>
		54	<u>401,800</u>	<u>466,800</u>	<u>517,900</u>				54	<u>389,300</u>	<u>461,000</u>	<u>511,800</u>
		55	<u>402,200</u>	<u>468,000</u>	<u>519,200</u>				55	<u>390,000</u>	<u>462,200</u>	<u>513,100</u>
		56	<u>402,600</u>	<u>469,100</u>	<u>520,500</u>				56	<u>390,700</u>	<u>463,400</u>	<u>514,400</u>
		57	<u>403,000</u>	<u>470,100</u>	<u>521,500</u>				57	<u>391,400</u>	<u>464,400</u>	<u>515,400</u>
		58	<u>403,400</u>	<u>471,100</u>	<u>522,300</u>				58	<u>392,300</u>	<u>465,400</u>	<u>516,200</u>
		59	<u>403,800</u>	<u>472,000</u>	<u>523,100</u>				59	<u>393,000</u>	<u>466,300</u>	<u>517,000</u>
		60	<u>404,200</u>	<u>472,800</u>	<u>523,900</u>				60	<u>393,600</u>	<u>467,100</u>	<u>517,800</u>
		61	<u>404,600</u>	<u>473,500</u>	<u>524,800</u>				61	<u>394,100</u>	<u>467,900</u>	<u>518,700</u>
		62	<u>405,000</u>	<u>474,200</u>	<u>525,600</u>				62	<u>394,600</u>	<u>468,600</u>	<u>519,500</u>
		63	<u>405,400</u>	<u>474,900</u>	<u>526,400</u>				63	<u>395,000</u>	<u>469,300</u>	<u>520,400</u>
		64	<u>405,800</u>	<u>475,500</u>	<u>527,100</u>				64	<u>395,400</u>	<u>469,900</u>	<u>521,200</u>
		65	<u>406,100</u>	<u>476,200</u>	<u>527,900</u>				65	<u>395,700</u>	<u>470,600</u>	<u>522,100</u>
		66		<u>476,900</u>	<u>528,700</u>				66		<u>471,300</u>	<u>523,000</u>
		67		<u>477,500</u>	<u>529,400</u>				67		<u>471,900</u>	<u>523,700</u>
		68		<u>478,100</u>	<u>530,300</u>				68		<u>472,500</u>	<u>524,600</u>
		69		<u>478,400</u>	<u>531,200</u>				69		<u>472,800</u>	<u>525,500</u>
		70		<u>479,000</u>	<u>532,000</u>				70		<u>473,400</u>	<u>526,300</u>
		71		<u>479,700</u>	<u>532,900</u>				71		<u>474,100</u>	<u>527,200</u>
		72		<u>480,400</u>	<u>533,800</u>				72		<u>474,800</u>	<u>528,100</u>
		73		<u>480,800</u>	<u>534,600</u>				73		<u>475,200</u>	<u>528,900</u>
		74		<u>481,400</u>	<u>535,500</u>				74		<u>475,800</u>	<u>529,800</u>
		75		<u>482,100</u>	<u>536,400</u>				75		<u>476,500</u>	<u>530,700</u>
		76		<u>482,800</u>	<u>537,100</u>				76		<u>477,200</u>	<u>531,400</u>
		77		<u>483,200</u>	<u>537,900</u>				77		<u>477,600</u>	<u>532,200</u>
		78		<u>483,800</u>	<u>538,800</u>				78		<u>478,200</u>	<u>533,100</u>
		79		<u>484,400</u>	<u>539,700</u>				79		<u>478,800</u>	<u>534,000</u>
		80		<u>484,900</u>	<u>540,600</u>				80		<u>479,300</u>	<u>534,900</u>
		81		<u>485,400</u>	<u>541,400</u>				81		<u>479,900</u>	<u>535,700</u>
		82		<u>485,900</u>	<u>542,300</u>				82		<u>480,400</u>	<u>536,600</u>
		83		<u>486,400</u>	<u>543,200</u>				83		<u>480,900</u>	<u>537,500</u>
		84		<u>486,900</u>	<u>544,100</u>				84		<u>481,400</u>	<u>538,400</u>
		85		<u>487,300</u>	<u>544,900</u>				85		<u>481,800</u>	<u>539,200</u>
		86		<u>487,800</u>	<u>545,800</u>				86		<u>482,400</u>	<u>540,100</u>
		87		<u>488,200</u>	<u>546,700</u>				87		<u>482,800</u>	<u>541,000</u>
		88		<u>488,700</u>	<u>547,600</u>				88		<u>483,300</u>	<u>541,900</u>
		89		<u>489,200</u>	<u>548,400</u>				89		<u>483,800</u>	<u>542,700</u>

	90		<u>489,800</u>	
	91		<u>490,400</u>	
	92		<u>490,800</u>	
	93		<u>491,300</u>	
	94		<u>491,900</u>	
	95		<u>492,500</u>	
	96		<u>493,000</u>	
	97		<u>493,500</u>	
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円
		<u>301,700</u>	<u>344,400</u>	<u>399,500</u>
任期付 職員		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円		
		<u>327,800</u>		

	90		<u>484,400</u>	
	91		<u>485,000</u>	
	92		<u>485,400</u>	
	93		<u>485,900</u>	
	94		<u>486,500</u>	
	95		<u>487,100</u>	
	96		<u>487,600</u>	
	97		<u>488,100</u>	
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円
		<u>297,300</u>	<u>339,700</u>	<u>394,300</u>
任期付 職員		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円		
		<u>302,200</u>		

改 正 案							
イ 医療職給料表(2)							
職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 俸	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員およ び任期 付職員 以外の 職員	1	189,939	229,014	260,335	280,578	305,654	343,521
	2	192,053	230,323	261,543	281,383	307,165	345,233
	3	194,168	231,633	262,651	282,189	308,676	346,945
	4	196,283	232,942	263,759	282,995	310,186	348,557
	5	198,297	234,150	264,867	283,800	311,697	350,168
	6	200,312	235,258	265,672	284,606	313,107	351,880
	7	202,326	236,265	266,478	285,412	314,517	353,492
	8	204,139	237,272	267,284	286,117	315,927	355,103
	9	205,951	238,380	268,090	286,822	317,236	356,714
	10	207,865	239,589	268,895	287,527	318,646	358,426
	11	209,778	240,898	269,701	288,232	320,056	360,138
	12	211,893	242,207	270,507	289,037	321,466	361,750
	13	213,605	243,516	271,312	289,843	322,876	363,260
	14	215,620	244,826	272,118	290,649	324,487	364,973
	15	217,835	246,135	272,924	291,454	325,998	366,584
	16	219,950	247,343	273,729	292,159	327,508	368,195
	17	222,065	248,552	274,535	292,864	329,019	369,807
	18	223,173	249,760	275,341	293,972	330,630	371,418
	19	224,281	250,969	276,146	295,080	332,141	373,029
	20	225,388	252,177	276,952	296,288	333,652	374,641
	21	226,496	253,285	277,758	297,497	335,162	376,252
	22	227,403	254,192	278,563	298,705	336,774	378,266
	23	228,309	254,997	279,369	299,914	338,284	380,280
	24	229,215	255,803	280,175	301,122	339,795	382,295
	25	230,122	256,609	280,980	302,331	341,306	383,705
	26	231,028	257,414	281,887	303,539	342,917	385,417
	27	231,935	258,220	282,793	304,748	344,528	387,129
	28	232,841	259,026	283,599	305,956	346,039	388,841
	29	233,747	259,831	284,405	307,165	347,348	390,553
	30	234,654	260,637	285,311	308,374	348,859	392,064
	31	235,560	261,443	286,217	309,481	350,370	393,574
	32	236,467	262,248	287,023	310,690	351,880	395,085
	33	237,272	263,054	287,829	311,999	353,391	396,394
	34	238,078	263,860	288,936	313,208	354,902	397,703
	35	238,884	264,565	289,944	314,416	356,412	399,013
	36	239,689	265,370	290,951	315,625	357,822	400,120
	37	240,495	266,277	291,958	316,833	359,232	401,228
	38	241,301	267,082	293,066	317,941	360,843	402,336
	39	242,106	267,888	294,073	319,149	362,354	403,444
	40	242,912	268,694	295,080	320,358	363,865	404,552

現 行							
イ 医療職給料表(2)							
職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 俸	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員およ び任期 付職員 以外の 職員	1	168,161	203,966	237,457	260,288	289,052	332,299
	2	169,569	205,575	238,765	261,394	290,862	334,311
	3	170,977	207,083	240,072	262,601	292,874	336,222
	4	172,385	208,491	241,279	263,707	294,785	338,133
	5	173,693	210,000	242,486	264,914	296,595	339,943
	6	175,503	211,207	243,693	266,121	298,607	341,955
	7	177,213	212,414	244,799	267,227	300,417	343,966
	8	178,822	213,621	245,905	268,233	302,328	345,978
	9	180,431	215,029	246,811	269,339	304,138	347,788
	10	182,141	216,537	247,917	270,043	305,748	349,900
	11	183,750	218,046	249,224	270,747	307,256	351,911
	12	185,661	219,555	250,331	271,552	308,865	353,923
	13	187,069	220,963	251,638	272,558	310,575	355,432
	14	188,879	222,471	252,845	273,564	312,486	357,443
	15	190,891	223,980	254,052	274,569	314,498	359,354
	16	192,701	225,489	255,259	275,676	316,308	361,365
	17	194,612	226,796	256,063	276,882	318,118	363,176
	18	195,819	228,104	257,270	278,391	320,029	365,187
	19	197,328	229,512	258,377	280,000	321,940	367,199
	20	198,736	230,819	259,483	281,610	323,750	369,110
	21	199,943	231,925	260,690	283,118	325,561	370,820
	22	201,451	233,032	261,495	284,727	327,472	372,831
	23	202,859	234,138	262,299	286,337	329,282	374,843
	24	204,167	235,244	263,104	287,946	331,193	376,854
	25	205,776	236,351	264,009	289,555	332,903	378,262
	26	206,782	237,558	265,015	291,064	334,814	380,072
	27	207,888	238,765	266,020	292,572	336,725	381,883
	28	208,994	239,871	267,026	294,181	338,535	383,593
	29	210,201	240,877	268,233	295,489	339,842	385,302
	30	211,308	242,184	269,742	296,997	341,653	386,811
	31	212,414	243,592	271,250	298,506	343,363	388,320
	32	213,520	244,799	272,558	300,015	345,173	389,828
	33	214,928	245,805	273,765	301,523	346,883	391,136
	34	216,236	247,112	275,374	303,133	348,693	392,443
	35	217,543	248,017	276,882	304,742	350,503	393,751
	36	218,750	249,224	278,391	306,351	352,314	394,857
	37	219,756	250,431	279,699	307,658	353,923	395,963
	38	220,762	251,538	281,107	309,268	355,633	397,070
	39	221,767	252,543	282,414	310,776	357,242	398,176
	40	222,773	253,549	283,722	312,285	358,851	399,282

41	<u>243,516</u>	<u>269,499</u>	<u>296,087</u>	<u>321,567</u>	<u>365,073</u>	<u>405,357</u>
42	<u>244,121</u>	<u>270,305</u>	<u>297,094</u>	<u>322,876</u>	<u>366,181</u>	<u>406,163</u>
43	<u>244,725</u>	<u>271,111</u>	<u>298,101</u>	<u>324,185</u>	<u>367,390</u>	<u>406,969</u>
44	<u>245,228</u>	<u>271,917</u>	<u>299,108</u>	<u>325,394</u>	<u>368,497</u>	<u>407,774</u>
45	<u>245,732</u>	<u>272,621</u>	<u>300,115</u>	<u>326,300</u>	<u>369,504</u>	<u>408,177</u>
46	<u>246,336</u>	<u>273,427</u>	<u>301,324</u>	<u>327,508</u>	<u>370,310</u>	<u>408,781</u>
47	<u>246,840</u>	<u>274,233</u>	<u>302,432</u>	<u>328,717</u>	<u>371,317</u>	<u>409,285</u>
48	<u>247,243</u>	<u>275,039</u>	<u>303,539</u>	<u>329,925</u>	<u>372,425</u>	<u>409,688</u>
49	<u>247,645</u>	<u>275,743</u>	<u>304,647</u>	<u>331,033</u>	<u>373,432</u>	<u>410,091</u>
50	<u>248,149</u>	<u>276,549</u>	<u>305,755</u>	<u>332,040</u>	<u>374,439</u>	<u>410,292</u>
51	<u>248,652</u>	<u>277,254</u>	<u>306,863</u>	<u>333,047</u>	<u>375,446</u>	<u>410,594</u>
52	<u>249,156</u>	<u>277,959</u>	<u>307,971</u>	<u>333,954</u>	<u>376,353</u>	<u>410,896</u>
53	<u>249,458</u>	<u>278,664</u>	<u>309,078</u>	<u>334,860</u>	<u>377,158</u>	<u>411,198</u>
54	<u>249,760</u>	<u>279,369</u>	<u>310,186</u>	<u>335,867</u>	<u>377,964</u>	<u>411,501</u>
55	<u>250,062</u>	<u>280,074</u>	<u>311,294</u>	<u>336,874</u>	<u>378,871</u>	<u>411,803</u>
56	<u>250,365</u>	<u>280,779</u>	<u>312,402</u>	<u>337,781</u>	<u>379,676</u>	<u>412,105</u>
57	<u>250,667</u>	<u>281,484</u>	<u>313,409</u>	<u>338,284</u>	<u>380,180</u>	<u>412,306</u>
58	<u>250,969</u>	<u>282,189</u>	<u>314,416</u>	<u>339,191</u>	<u>380,985</u>	<u>412,608</u>
59	<u>251,271</u>	<u>282,894</u>	<u>315,423</u>	<u>339,896</u>	<u>381,791</u>	<u>412,911</u>
60	<u>251,573</u>	<u>283,498</u>	<u>316,430</u>	<u>340,802</u>	<u>382,597</u>	<u>413,213</u>
61	<u>251,875</u>	<u>284,102</u>	<u>317,437</u>	<u>341,507</u>	<u>383,000</u>	<u>413,414</u>
62	<u>252,177</u>	<u>284,807</u>	<u>318,445</u>	<u>341,809</u>	<u>383,705</u>	<u>413,716</u>
63	<u>252,479</u>	<u>285,512</u>	<u>319,452</u>	<u>342,313</u>	<u>384,410</u>	<u>414,018</u>
64	<u>252,782</u>	<u>286,117</u>	<u>320,358</u>	<u>342,917</u>	<u>385,014</u>	<u>414,320</u>
65	<u>253,084</u>	<u>286,721</u>	<u>321,264</u>	<u>343,521</u>	<u>385,417</u>	<u>414,522</u>
66	<u>253,386</u>	<u>287,426</u>	<u>322,070</u>	<u>344,226</u>	<u>385,920</u>	
67	<u>253,688</u>	<u>288,131</u>	<u>322,775</u>	<u>344,931</u>	<u>386,524</u>	
68	<u>253,990</u>	<u>288,735</u>	<u>323,480</u>	<u>345,536</u>	<u>387,129</u>	
69	<u>254,292</u>	<u>289,339</u>	<u>324,084</u>	<u>346,240</u>	<u>387,532</u>	
70	<u>254,594</u>	<u>290,044</u>	<u>324,789</u>	<u>346,744</u>	<u>388,035</u>	
71	<u>254,897</u>	<u>290,749</u>	<u>325,394</u>	<u>347,348</u>	<u>388,539</u>	
72	<u>255,098</u>	<u>291,354</u>	<u>325,998</u>	<u>347,953</u>	<u>389,042</u>	
73	<u>255,299</u>	<u>291,958</u>	<u>326,602</u>	<u>348,255</u>	<u>389,646</u>	
74	<u>255,601</u>	<u>292,461</u>	<u>326,803</u>	<u>348,859</u>	<u>390,150</u>	
75	<u>255,904</u>	<u>292,864</u>	<u>327,307</u>	<u>349,362</u>	<u>390,754</u>	
76	<u>256,105</u>	<u>293,267</u>	<u>327,811</u>	<u>349,866</u>	<u>391,359</u>	
77	<u>256,306</u>	<u>293,670</u>	<u>328,415</u>	<u>350,370</u>	<u>391,862</u>	
78	<u>256,609</u>	<u>293,972</u>	<u>328,918</u>	<u>350,873</u>	<u>392,366</u>	
79	<u>256,911</u>	<u>294,274</u>	<u>329,422</u>	<u>351,377</u>	<u>392,869</u>	
80	<u>257,112</u>	<u>294,576</u>	<u>329,825</u>	<u>351,780</u>	<u>393,373</u>	
81	<u>257,314</u>	<u>294,878</u>	<u>330,429</u>	<u>352,082</u>	<u>393,675</u>	
82	<u>257,616</u>	<u>295,181</u>	<u>330,933</u>	<u>352,384</u>	<u>394,178</u>	
83	<u>257,918</u>	<u>295,483</u>	<u>331,335</u>	<u>352,585</u>	<u>394,581</u>	
84	<u>258,119</u>	<u>295,785</u>	<u>331,839</u>	<u>352,887</u>	<u>394,984</u>	
85	<u>258,321</u>	<u>295,986</u>	<u>332,343</u>	<u>353,391</u>	<u>395,387</u>	
86		<u>296,188</u>	<u>332,745</u>	<u>353,693</u>		
87		<u>296,389</u>	<u>332,947</u>	<u>353,995</u>		
88		<u>296,590</u>	<u>333,249</u>	<u>354,297</u>		

41	<u>223,678</u>	<u>254,454</u>	<u>284,828</u>	<u>313,894</u>	<u>360,058</u>	<u>400,087</u>
42	<u>224,483</u>	<u>255,259</u>	<u>286,236</u>	<u>315,503</u>	<u>361,164</u>	<u>400,891</u>
43	<u>225,288</u>	<u>256,063</u>	<u>287,644</u>	<u>317,112</u>	<u>362,371</u>	<u>401,696</u>
44	<u>226,193</u>	<u>256,868</u>	<u>288,951</u>	<u>318,621</u>	<u>363,578</u>	<u>402,501</u>
45	<u>227,098</u>	<u>257,673</u>	<u>290,259</u>	<u>319,526</u>	<u>364,584</u>	<u>402,903</u>
46	<u>228,003</u>	<u>258,880</u>	<u>291,868</u>	<u>320,934</u>	<u>365,388</u>	<u>403,506</u>
47	<u>228,908</u>	<u>260,086</u>	<u>293,377</u>	<u>322,443</u>	<u>366,394</u>	<u>404,009</u>
48	<u>229,813</u>	<u>261,193</u>	<u>294,785</u>	<u>324,052</u>	<u>367,501</u>	<u>404,412</u>
49	<u>230,517</u>	<u>262,500</u>	<u>295,992</u>	<u>325,460</u>	<u>368,506</u>	<u>404,814</u>
50	<u>231,423</u>	<u>263,808</u>	<u>297,500</u>	<u>326,768</u>	<u>369,512</u>	<u>405,116</u>
51	<u>232,328</u>	<u>264,914</u>	<u>298,808</u>	<u>327,975</u>	<u>370,518</u>	<u>405,417</u>
52	<u>233,132</u>	<u>265,920</u>	<u>300,316</u>	<u>329,181</u>	<u>371,423</u>	<u>405,719</u>
53	<u>233,434</u>	<u>266,926</u>	<u>301,624</u>	<u>330,187</u>	<u>372,228</u>	<u>406,021</u>
54	<u>234,239</u>	<u>268,032</u>	<u>303,032</u>	<u>331,193</u>	<u>373,032</u>	<u>406,323</u>
55	<u>234,842</u>	<u>269,138</u>	<u>304,440</u>	<u>332,199</u>	<u>373,937</u>	<u>406,624</u>
56	<u>235,546</u>	<u>270,245</u>	<u>305,748</u>	<u>333,104</u>	<u>374,742</u>	<u>406,926</u>
57	<u>236,150</u>	<u>270,949</u>	<u>306,753</u>	<u>333,607</u>	<u>375,245</u>	<u>407,228</u>
58	<u>236,753</u>	<u>272,055</u>	<u>307,960</u>	<u>334,512</u>	<u>376,049</u>	<u>407,529</u>
59	<u>237,256</u>	<u>273,161</u>	<u>309,167</u>	<u>335,317</u>	<u>376,854</u>	<u>407,831</u>
60	<u>237,759</u>	<u>274,066</u>	<u>310,575</u>	<u>336,222</u>	<u>377,659</u>	<u>408,233</u>
61	<u>238,362</u>	<u>274,871</u>	<u>311,883</u>	<u>336,926</u>	<u>378,061</u>	<u>408,435</u>
62	<u>238,865</u>	<u>275,877</u>	<u>313,089</u>	<u>337,227</u>	<u>378,765</u>	<u>408,736</u>
63	<u>239,368</u>	<u>276,782</u>	<u>314,296</u>	<u>337,730</u>	<u>379,469</u>	<u>409,038</u>
64	<u>239,971</u>	<u>277,687</u>	<u>315,503</u>	<u>338,334</u>	<u>380,072</u>	<u>409,340</u>
65	<u>240,474</u>	<u>278,492</u>	<u>316,811</u>	<u>338,937</u>	<u>380,475</u>	<u>409,541</u>
66	<u>240,977</u>	<u>279,497</u>	<u>317,615</u>	<u>339,641</u>	<u>381,078</u>	
67	<u>241,581</u>	<u>280,403</u>	<u>318,319</u>	<u>340,345</u>	<u>381,782</u>	
68	<u>242,084</u>	<u>281,308</u>	<u>319,023</u>	<u>340,949</u>	<u>382,386</u>	
69	<u>242,586</u>	<u>282,213</u>	<u>319,627</u>	<u>341,653</u>	<u>382,788</u>	
70	<u>243,089</u>	<u>283,219</u>	<u>320,331</u>	<u>342,156</u>	<u>383,291</u>	
71	<u>243,492</u>	<u>284,325</u>	<u>321,035</u>	<u>342,759</u>	<u>383,794</u>	
72	<u>243,994</u>	<u>285,331</u>	<u>321,638</u>	<u>343,363</u>	<u>384,297</u>	
73	<u>244,497</u>	<u>285,934</u>	<u>322,242</u>	<u>343,664</u>	<u>384,900</u>	
74	<u>245,000</u>	<u>286,437</u>	<u>322,443</u>	<u>344,268</u>	<u>385,403</u>	
75	<u>245,503</u>	<u>286,940</u>	<u>322,946</u>	<u>344,771</u>	<u>386,006</u>	
76	<u>246,006</u>	<u>287,745</u>	<u>323,449</u>	<u>345,273</u>	<u>386,610</u>	
77	<u>246,308</u>	<u>288,549</u>	<u>324,052</u>	<u>345,776</u>	<u>387,113</u>	
78	<u>246,609</u>	<u>289,153</u>	<u>324,555</u>	<u>346,279</u>	<u>387,616</u>	
79	<u>246,911</u>	<u>289,756</u>	<u>325,058</u>	<u>346,782</u>	<u>388,118</u>	
80	<u>247,112</u>	<u>290,259</u>	<u>325,460</u>	<u>347,184</u>	<u>388,621</u>	
81	<u>247,313</u>	<u>290,762</u>	<u>326,064</u>	<u>347,486</u>	<u>388,923</u>	
82	<u>247,615</u>	<u>291,265</u>	<u>326,567</u>	<u>347,788</u>	<u>389,426</u>	
83	<u>247,917</u>	<u>291,667</u>	<u>326,969</u>	<u>348,190</u>	<u>389,828</u>	
84	<u>248,118</u>	<u>291,969</u>	<u>327,472</u>	<u>348,492</u>	<u>390,231</u>	
85	<u>248,319</u>	<u>292,170</u>	<u>327,975</u>	<u>348,995</u>	<u>390,633</u>	
86		<u>292,371</u>	<u>328,377</u>	<u>349,296</u>		
87		<u>292,572</u>	<u>328,578</u>	<u>349,598</u>		
88		<u>292,773</u>	<u>328,880</u>	<u>349,900</u>		

	89		<u>296,993</u>	<u>333,652</u>	<u>354,700</u>		
	90		<u>297,195</u>	<u>334,055</u>	<u>355,002</u>		
	91		<u>297,396</u>	<u>334,357</u>	<u>355,304</u>		
	92		<u>297,598</u>	<u>334,659</u>	<u>355,607</u>		
	93		<u>298,000</u>	<u>334,961</u>	<u>356,009</u>		
	94		<u>298,202</u>	<u>335,162</u>	<u>356,311</u>		
	95		<u>298,403</u>	<u>335,565</u>	<u>356,614</u>		
	96		<u>298,705</u>	<u>335,867</u>	<u>356,916</u>		
	97		<u>299,007</u>	<u>336,069</u>	<u>357,218</u>		
	98		<u>299,209</u>	<u>336,371</u>	<u>357,621</u>		
	99		<u>299,410</u>	<u>336,673</u>	<u>358,024</u>		
	100		<u>299,712</u>	<u>336,975</u>	<u>358,426</u>		
	101		<u>300,015</u>	<u>337,177</u>	<u>358,930</u>		
	102		<u>300,216</u>	<u>337,479</u>	<u>359,333</u>		
	103		<u>300,417</u>	<u>337,781</u>	<u>359,736</u>		
	104		<u>300,720</u>	<u>337,982</u>	<u>360,138</u>		
	105		<u>301,022</u>	<u>338,184</u>	<u>360,642</u>		
	106			<u>338,385</u>			
	107			<u>338,788</u>			
	108			<u>338,989</u>			
	109			<u>339,191</u>			
	110			<u>339,594</u>			
	111			<u>339,996</u>			
	112			<u>340,399</u>			
	113			<u>340,601</u>			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		<u>194,370</u>	<u>221,159</u>	<u>249,861</u>	<u>263,558</u>	<u>289,339</u>	<u>330,731</u>
任期付 職員		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
			円				
			<u>234,150</u>				

	89		<u>293,176</u>	<u>329,282</u>	<u>350,302</u>		
	90		<u>293,377</u>	<u>329,684</u>	<u>350,604</u>		
	91		<u>293,578</u>	<u>330,087</u>	<u>351,006</u>		
	92		<u>293,779</u>	<u>330,489</u>	<u>351,308</u>		
	93		<u>294,181</u>	<u>330,791</u>	<u>351,710</u>		
	94		<u>294,383</u>	<u>330,992</u>	<u>352,012</u>		
	95		<u>294,584</u>	<u>331,394</u>	<u>352,314</u>		
	96		<u>294,885</u>	<u>331,696</u>	<u>352,615</u>		
	97		<u>295,187</u>	<u>331,897</u>	<u>352,917</u>		
	98		<u>295,388</u>	<u>332,199</u>	<u>353,319</u>		
	99		<u>295,589</u>	<u>332,500</u>	<u>353,722</u>		
	100		<u>295,891</u>	<u>332,802</u>	<u>354,124</u>		
	101		<u>296,193</u>	<u>333,003</u>	<u>354,627</u>		
	102		<u>296,394</u>	<u>333,305</u>	<u>355,029</u>		
	103		<u>296,595</u>	<u>333,707</u>	<u>355,432</u>		
	104		<u>296,897</u>	<u>333,909</u>	<u>355,834</u>		
	105		<u>297,199</u>	<u>334,110</u>	<u>356,337</u>		
	106			<u>334,311</u>			
	107			<u>334,713</u>			
	108			<u>334,914</u>			
	109			<u>335,115</u>			
	110			<u>335,518</u>			
	111			<u>335,920</u>			
	112			<u>336,322</u>			
	113			<u>336,523</u>			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		<u>190,790</u>	<u>217,543</u>	<u>245,905</u>	<u>259,382</u>	<u>284,727</u>	<u>325,762</u>
任期付 職員		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
			円				
			<u>210,000</u>				

秋田市職員給与条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
第1条～第25条の2 （略） （期末手当） 第26条 （略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略） 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、<u>「100分の70」</u>とする。 4～6 （略） 第26条の2および第26条の3 （略） （勤勉手当） 第27条 （略） 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （1）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額 （2）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額 3～5 （略） 以下 （略）	第1条～第25条の2 （略） （期末手当） 第26条 （略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略） 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」と、「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。 4～6 （略） 第26条の2および第26条の3 （略） （勤勉手当） 第27条 （略） 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （1）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額 （2）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の48.75、12月に支給する場合においては100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額 3～5 （略） 以下 （略）

秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第3条関係）

改 正 案	現 行																																				
第1条～第7条（略） （特定任期付職員に係る秋田市職員給与条例等の適用除外等） 第8条（略） 2 特定任期付職員に対する秋田市職員給与条例第10条の2第1項、第13条第2項の表第19号、第17条の3第1項、第22条および第26条第2項の規定の適用については、同条例第10条の2第1項中「職員（）」とあるのは「職員（医療業務に従事する任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）を含み、）」と、同条例第13条第2項の表第19号中「職員」とあるのは「職員および医療業務に従事する特定任期付職員」と、同条例第17条の3第1項中「職員が」とあるのは「職員（特定任期付職員を含む。）が」と、同条例第22条中「第3条」とあるのは「任期付職員条例第7条」と、同条例第26条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の167.5」と、<u>「100分の130」とあるのは「100分の177.5」とする。</u> 3（略） 第9条および第10条（略） 別表 特定任期付職員給料表（第7条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>号 俸</th><th>給 料 月 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>円</td></tr> <tr> <td>1</td><td><u>394,783</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>443,124</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td><u>495,493</u></td></tr> <tr> <td>4</td><td><u>558,940</u></td></tr> <tr> <td>5</td><td><u>638,501</u></td></tr> <tr> <td>6</td><td><u>745,254</u></td></tr> <tr> <td>7</td><td><u>870,134</u></td></tr> </tbody> </table>	号 俸	給 料 月 額		円	1	<u>394,783</u>	2	<u>443,124</u>	3	<u>495,493</u>	4	<u>558,940</u>	5	<u>638,501</u>	6	<u>745,254</u>	7	<u>870,134</u>	第1条～第7条（略） （特定任期付職員に係る秋田市職員給与条例等の適用除外等） 第8条（略） 2 特定任期付職員に対する秋田市職員給与条例第10条の2第1項、第13条第2項の表第19号、第17条の3第1項、第22条および第26条第2項の規定の適用については、同条例第10条の2第1項中「職員（）」とあるのは「職員（医療業務に従事する任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）を含み、）」と、同条例第13条第2項の表第19号中「職員」とあるのは「職員および医療業務に従事する特定任期付職員」と、同条例第17条の3第1項中「職員が」とあるのは「職員（特定任期付職員を含む。）が」と、同条例第22条中「第3条」とあるのは「任期付職員条例第7条」と、同条例第26条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の167.5」とする。 3（略） 第9条および第10条（略） 別表 特定任期付職員給料表（第7条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>号 俸</th><th>給 料 月 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>円</td></tr> <tr> <td>1</td><td><u>382,185</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>429,455</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td><u>479,742</u></td></tr> <tr> <td>4</td><td><u>542,099</u></td></tr> <tr> <td>5</td><td><u>618,536</u></td></tr> <tr> <td>6</td><td><u>722,128</u></td></tr> <tr> <td>7</td><td><u>843,824</u></td></tr> </tbody> </table>	号 俸	給 料 月 額		円	1	<u>382,185</u>	2	<u>429,455</u>	3	<u>479,742</u>	4	<u>542,099</u>	5	<u>618,536</u>	6	<u>722,128</u>	7	<u>843,824</u>
号 俸	給 料 月 額																																				
	円																																				
1	<u>394,783</u>																																				
2	<u>443,124</u>																																				
3	<u>495,493</u>																																				
4	<u>558,940</u>																																				
5	<u>638,501</u>																																				
6	<u>745,254</u>																																				
7	<u>870,134</u>																																				
号 俸	給 料 月 額																																				
	円																																				
1	<u>382,185</u>																																				
2	<u>429,455</u>																																				
3	<u>479,742</u>																																				
4	<u>542,099</u>																																				
5	<u>618,536</u>																																				
6	<u>722,128</u>																																				
7	<u>843,824</u>																																				

議案第169号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件

特別職の職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
第1条～第6条（略） （手当の支給） 第7条 特別職の職員の通勤手当、期末手当および寒冷地手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当の額は、給料月額およびその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の162.5、12月に支給する場合においては100分の177.5を乗じて得た額に、在職期間に応ずる割合を乗じて得た額とする。</u> 以下（略）	第1条～第6条（略） （手当の支給） 第7条 特別職の職員の通勤手当、期末手当および寒冷地手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当の額は、給料月額およびその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の162.5を乗じて得た額に、在職期間に応ずる割合を乗じて得た額とする。</u> 以下（略）

特別職の職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
第1条～第6条（略） （手当の支給） 第7条 特別職の職員の通勤手当、期末手当および寒冷地手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当の額は、給料月額およびその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の170を乗じて得た額に、在職期間に応ずる割合を乗じて得た額とする。</u> 以下（略）	第1条～第6条（略） （手当の支給） 第7条 特別職の職員の通勤手当、期末手当および寒冷地手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当の額は、給料月額およびその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の162.5、12月に支給する場合においては100分の177.5を乗じて得た額に、在職期間に応ずる割合を乗じて得た額とする。</u> 以下（略）

議案第170号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する件

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
第1条～第3条（略） （手当の支給） 第4条 教育長の通勤手当、期末手当および寒冷地手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当の額は、給料月額およびその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の162.5、12月に支給する場合においては100分の177.5</u> を乗じて得た額に、在職期間に応ずる割合を乗じて得た額とする。	第1条～第3条（略） （手当の支給） 第4条 教育長の通勤手当、期末手当および寒冷地手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当の額は、給料月額およびその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の162.5</u> を乗じて得た額に、在職期間に応ずる割合を乗じて得た額とする。
以下（略）	以下（略）

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
第1条～第3条（略） （手当の支給） 第4条 教育長の通勤手当、期末手当および寒冷地手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当の額は、給料月額およびその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の170</u> を乗じて得た額に、在職期間に応ずる割合を乗じて得た額とする。	第1条～第3条（略） （手当の支給） 第4条 教育長の通勤手当、期末手当および寒冷地手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当の額は、給料月額およびその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の162.5、12月に支給する場合においては100分の177.5</u> を乗じて得た額に、在職期間に応ずる割合を乗じて得た額とする。
以下（略）	以下（略）

議案第171号 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する件

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
第1条～第4条 （略） （期末手当） 第5条 （略） 2 期末手当の額は、議員報酬の月額およびその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の160、12月に支給する場合においては <u>100分の177.5</u> を乗じて得た額に、在職期間に応ずる割合を乗じて得た額とする。 3および4 （略） 以下 （略）	第1条～第4条 （略） （期末手当） 第5条 （略） 2 期末手当の額は、議員報酬の月額およびその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の160、12月に支給する場合においては <u>100分の162.5</u> を乗じて得た額に、在職期間に応ずる割合を乗じて得た額とする。 3および4 （略） 以下 （略）

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
第1条～第4条 （略） （期末手当） 第5条 （略） 2 期末手当の額は、議員報酬の月額およびその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては <u>100分の167.5</u> 、12月に支給する場合においては <u>100分の170</u> を乗じて得た額に、在職期間に応ずる割合を乗じて得た額とする。 3および4 （略） 以下 （略）	第1条～第4条 （略） （期末手当） 第5条 （略） 2 期末手当の額は、議員報酬の月額およびその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては <u>100分の160</u> 、12月に支給する場合においては <u>100分の177.5</u> を乗じて得た額に、在職期間に応ずる割合を乗じて得た額とする。 3および4 （略） 以下 （略）

秋田市地域防災計画第21次修正の素案について

1 修正の趣旨

今回の第21次修正は、国の防災基本計画および秋田県地域防災計画との整合を図るとともに、令和5年7月豪雨災害の経験を踏まえた見直しを行う。

2 修正の状況

(1) 修正に係る会議の開催

令和6年 8月23日 第1回秋田市防災会議（基本方針および骨子説明）
11月19日 第2回秋田市防災会議（素案の検討）

(2) 素案に対する意見募集

ア 実施期間 令和6年12月6日から令和7年1月6日まで
イ 実施方法 パブリックコメント（ホームページ、各市民サービスセンター等に冊子を設置、市民100人会へ実施案内の送付）

3 主な修正事項

第1章 総則（市および防災関係機関の役割分担等）

- ・第3節 秋田市の災害活動体制

第2章 災害予防計画（災害時に被害を最小限とするために必要な事前措置）

- ・第10節 水害対策
- ・第16節 安全避難の環境整備

第3章 災害応急対策計画（災害時の応急救助等、災害の拡大を防止するための措置）

- ・第2節 地方自治体および民間団体等の相互協力体制
- ・第16節 市民等の避難
- ・第17節 避難場所・避難所の開設・運営
- ・第26節 ボランティアの受入れ

第4章 災害復旧・復興計画（市民生活・経済の安定に必要な緊急措置等）

- ・第1節 市民生活安定のための緊急措置

4 今後のスケジュール（予定）

時期	実施項目	内容
令和6年12月	パブリックコメント等	意見募集
令和7年2月	防災会議（第3回）	計画案の審議・承認
令和7年3月	市議会（総務委員会）	計画案承認の報告
	計画公表	市ホームページ掲載

該当箇所	素案	秋田市地域防災計画（平成 31 年 3 月 5 日）	備考 （修正根拠等）																															
第 1 章 第 3 節 （P21）	第 3 節 秋田市の災害活動体制 2 災害対策本部等の設置・廃止基準 <u>(5) 本部事務局の事務分掌</u> <u>本部事務局は、災害対策本部設置に併せて速やかに設置し、主として被害状況や応急対策状況等の情報集約と調整を行う。</u> <u>また、対応の進捗により必要に応じて班を追加編制し、災害対応を実施する。</u> <u>本部事務局の事務分掌については、表 1－3－5 のとおりとする。</u> 表 1－3－5 秋田市災害対策本部 本部事務局の事務分掌 【災害対策本部の設置に併せて速やかに編成】 <table><tr><th>班区分</th><th>人数</th><th>長</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td>事務局長</td><td><u>1</u></td><td>総務部次長</td><td>・事務局の総括</td></tr><tr><td>副事務局長</td><td><u>1</u></td><td>防 災 安 全 対 策課長</td><td>・事務局長の補佐</td></tr><tr><td>情報・対策班</td><td><u>15</u></td><td>防 災 安 全 対 策課長（兼）</td><td>・避難情報に関する事項 ・情報の分析および応急処の方針の案出 ・応急処の図の作成、応急対策の進行管理 ・災害本部会議資料の整理 ・災害対策本部の活動記録 ・災害救助法に関する事務 ・災害対策室のシステムの運用・維持 ・自衛隊の派遣要請に関する事項 ・被害情報等の収集・整理、共有（家屋・交通・ライフライン等） ・被害状況図の作成・整理 ・被害報告の作成 ・避難所への食糧・物資の輸送等に関する調整 ・避難者の移動に関する調整 ・備蓄品の管理等 ・クロノロジーの入力・整理 ・各部・各関係機関との調整</td></tr><tr><td><u>道路・河川・上下水道班</u></td><td><u>6</u></td><td>建設部</td><td>・被害状況等の収集・整理、共有（道路・河川・上下水道等） ・道路・河川等の被害状況図の作成・整理 ・被害報告の作成 ・クロノロジーの入力</td></tr><tr><td>避難所運営班</td><td><u>4</u></td><td>市民生活部</td><td>・避難所の開設・運営に関する事項 ・避難所情報（人数、ニーズ等含む）の収集・整理 ・避難所の備蓄品の要請・供給の調整 ・クロノロジーの入力</td></tr><tr><td>市民対応班</td><td><u>6</u></td><td>観 光 文 化 スポーツ部</td><td>・市民からの電話等対応（情報と要望の切り分け） ・情報については情報・対策班に引き継ぎ ・クロノロジーの入力</td></tr><tr><td>報道班</td><td><u>4</u></td><td>企画財政部</td><td>・記者会見・記者発表の統制 ・報道発表資料の整理 ・報道からの問い合わせ対応 ・災害対策活動の記録(写真・映像等) ・避難情報を除く情報発信の統制に関する事項 ・クロノロジーの入力</td></tr></table>	班区分	人数	長	事務分掌	事務局長	<u>1</u>	総務部次長	・事務局の総括	副事務局長	<u>1</u>	防 災 安 全 対 策課長	・事務局長の補佐	情報・対策班	<u>15</u>	防 災 安 全 対 策課長（兼）	・避難情報に関する事項 ・情報の分析および応急処の方針の案出 ・応急処の図の作成、応急対策の進行管理 ・災害本部会議資料の整理 ・災害対策本部の活動記録 ・災害救助法に関する事務 ・災害対策室のシステムの運用・維持 ・自衛隊の派遣要請に関する事項 ・被害情報等の収集・整理、共有（家屋・交通・ライフライン等） ・被害状況図の作成・整理 ・被害報告の作成 ・避難所への食糧・物資の輸送等に関する調整 ・避難者の移動に関する調整 ・備蓄品の管理等 ・クロノロジーの入力・整理 ・各部・各関係機関との調整	<u>道路・河川・上下水道班</u>	<u>6</u>	建設部	・被害状況等の収集・整理、共有（道路・河川・上下水道等） ・道路・河川等の被害状況図の作成・整理 ・被害報告の作成 ・クロノロジーの入力	避難所運営班	<u>4</u>	市民生活部	・避難所の開設・運営に関する事項 ・避難所情報（人数、ニーズ等含む）の収集・整理 ・避難所の備蓄品の要請・供給の調整 ・クロノロジーの入力	市民対応班	<u>6</u>	観 光 文 化 スポーツ部	・市民からの電話等対応（情報と要望の切り分け） ・情報については情報・対策班に引き継ぎ ・クロノロジーの入力	報道班	<u>4</u>	企画財政部	・記者会見・記者発表の統制 ・報道発表資料の整理 ・報道からの問い合わせ対応 ・災害対策活動の記録(写真・映像等) ・避難情報を除く情報発信の統制に関する事項 ・クロノロジーの入力	第 3 節 秋田市の災害活動体制 2 災害対策本部等の設置・廃止基準 <u>（新設）</u> 検証項目 No. 13(対処体制（災害対策本部等）について)の反映 ※検証項目は、令和 5 年 7 月豪雨災害対応検証委員会の検証結果を反映したもの（以下、同様。）
班区分	人数	長	事務分掌																															
事務局長	<u>1</u>	総務部次長	・事務局の総括																															
副事務局長	<u>1</u>	防 災 安 全 対 策課長	・事務局長の補佐																															
情報・対策班	<u>15</u>	防 災 安 全 対 策課長（兼）	・避難情報に関する事項 ・情報の分析および応急処の方針の案出 ・応急処の図の作成、応急対策の進行管理 ・災害本部会議資料の整理 ・災害対策本部の活動記録 ・災害救助法に関する事務 ・災害対策室のシステムの運用・維持 ・自衛隊の派遣要請に関する事項 ・被害情報等の収集・整理、共有（家屋・交通・ライフライン等） ・被害状況図の作成・整理 ・被害報告の作成 ・避難所への食糧・物資の輸送等に関する調整 ・避難者の移動に関する調整 ・備蓄品の管理等 ・クロノロジーの入力・整理 ・各部・各関係機関との調整																															
<u>道路・河川・上下水道班</u>	<u>6</u>	建設部	・被害状況等の収集・整理、共有（道路・河川・上下水道等） ・道路・河川等の被害状況図の作成・整理 ・被害報告の作成 ・クロノロジーの入力																															
避難所運営班	<u>4</u>	市民生活部	・避難所の開設・運営に関する事項 ・避難所情報（人数、ニーズ等含む）の収集・整理 ・避難所の備蓄品の要請・供給の調整 ・クロノロジーの入力																															
市民対応班	<u>6</u>	観 光 文 化 スポーツ部	・市民からの電話等対応（情報と要望の切り分け） ・情報については情報・対策班に引き継ぎ ・クロノロジーの入力																															
報道班	<u>4</u>	企画財政部	・記者会見・記者発表の統制 ・報道発表資料の整理 ・報道からの問い合わせ対応 ・災害対策活動の記録(写真・映像等) ・避難情報を除く情報発信の統制に関する事項 ・クロノロジーの入力																															

該当箇所	素案	秋田市地域防災計画（平成 31 年 3 月 5 日）	備考 （修正根拠等）																		
	【対応の進捗により追加編成の一例】 <table><tr><th>班区分</th><th>長</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td>受援班</td><td>総務部</td><td>・他自治体からの受援に関する調整 等</td></tr><tr><td>被害概況調査班</td><td>都市整備部</td><td>・被害の概況調査に関する進捗などの情報共有</td></tr><tr><td>被害認定調査班</td><td>企画財政部</td><td>・家屋の被害認定調査に関する進捗などの情報共有</td></tr><tr><td>災害廃棄物処理班</td><td>環境部</td><td>・災害廃棄物の現状把握・処理に関する進捗などの情報共有</td></tr><tr><td>災害ケースマネジメント班</td><td>福祉保健部</td><td>・災害ケースマネジメントに関する進捗などの情報共有</td></tr></table>	班区分	長	事務分掌	受援班	総務部	・他自治体からの受援に関する調整 等	被害概況調査班	都市整備部	・被害の概況調査に関する進捗などの情報共有	被害認定調査班	企画財政部	・家屋の被害認定調査に関する進捗などの情報共有	災害廃棄物処理班	環境部	・災害廃棄物の現状把握・処理に関する進捗などの情報共有	災害ケースマネジメント班	福祉保健部	・災害ケースマネジメントに関する進捗などの情報共有		
班区分	長	事務分掌																			
受援班	総務部	・他自治体からの受援に関する調整 等																			
被害概況調査班	都市整備部	・被害の概況調査に関する進捗などの情報共有																			
被害認定調査班	企画財政部	・家屋の被害認定調査に関する進捗などの情報共有																			
災害廃棄物処理班	環境部	・災害廃棄物の現状把握・処理に関する進捗などの情報共有																			
災害ケースマネジメント班	福祉保健部	・災害ケースマネジメントに関する進捗などの情報共有																			
第 2 章 第 10 節 （P132）	第 10 節 水害対策 2 避難対策 （4）洪水等に対する発令基準 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、指定河川洪水予報、水位情報、洪水警報、洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。 それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水キキクル（洪水警報等の危険度分布）等により具体的な避難指示等の発令基準を策定する。 また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直しを行う。 これらの基準および対象区域の設定および見直しにあたっては、国や県から必要な助言等を受けるものとする。	（新設）	県計画との整合（第 2 編第 1 章第 9 節 水害予防計画）																		
第 2 章 第 16 節 （P178）	第 16 節 安全避難の環境整備 3 指定緊急避難場所および指定避難所の指定・整備 災害が発生するおそれがある場合や発災した場合、危険を逃れるために避難する市民を受け入れる場所を確保するとともに、住居等を喪失した者に対しては、収容保護を目的として施設を提供することが必要である。このため、市は、地域の特性や過去の教訓、想定される災害などを踏まえ、災害別の指定緊急避難場所および指定避難所をあらかじめ指定し、その整備を行うとともに、周知を図る。さらに、地域の状況等に応じ、適宜、指定緊急避難場所・指定避難所を加除していく。 また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、市ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。	3 指定緊急避難場所および指定避難所の指定・整備 災害が発生するおそれがある場合や発災した場合、危険を逃れるために避難する市民を受け入れる場所を確保するとともに、住居等を喪失した者に対しては、収容保護を目的として施設を提供することが必要である。このため、市は、災害別の指定緊急避難場所および指定避難所をあらかじめ指定し、その整備を行うとともに、周知を図る。さらに、地域の状況等に応じ、適宜、指定緊急避難場所・指定避難所を加除していく。 なお、指定緊急避難場所は、災害の種類毎に指定することから、災害によっては最寄りの指定緊急避難場所が異なることをあらかじめ地域住民に周知をする。また、指定緊急避難場所が指定避難所を兼ねる場合についても、同様に周知する。	県計画との整合（第 2 編第 1 章第 5 節 避難計画）																		

秋田市地域防災計画新旧対照表（抜粋）

該当箇所	素案	秋田市地域防災計画（平成 31 年 3 月 5 日）	備考 （修正根拠等）
第 2 章 第 16 節 (P182)	4 避難所開設・運営体制の整備 <u>(2) 指定避難所の運営管理</u> <u>市は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるとともに、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。</u> <u>また、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるよう、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるとともに、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。</u> <u>市および各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。</u> <u>加えて、平常時から感染症対策のため、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災安全対策課、生活総務課および秋田市保健所が連携し、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保など、必要な措置を講じるよう努める。</u> <u>市は、保健福祉関係者やNPO等の活動が円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。</u>	<u>(新設)</u>	県計画との整合（第 2 編第 1 章第 5 節 避難計画）
第 3 章 第 2 節 (P286)	第 2 節 地方自治体および民間団体等の相互協力体制 <u>7 受援計画の策定</u> <u>市は、災害時において他の自治体や防災関係機関から円滑に応援を受けることができるよう、あらかじめ、受援計画を策定する。受援計画においては、庁内全体の連絡調整窓口、各部の連絡調整窓口、役割分担、要請の手順、受援対象業務について定める。</u> <u>市は、応急対策職員派遣制度や災害時相互応援協定等を活用した応援職員の受入れについて、訓練等を通じて制度の活用方法と、発災時の円滑な活用について習熟に努める。</u>	<u>(新設)</u>	県計画との整合（第 2 編第 2 章第 2 節 広域応援計画）

該当箇所	素案	秋田市地域防災計画（平成 31 年 3 月 5 日）	備考 （修正根拠等）																
第 3 章 第 16 節 （P405）	第 16 節 市民等の避難 1 避難情報の発令 (1) 避難情報の要件 イ 避難情報の発令基準 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令基準は次のとおりとし、総合的に状況を判断して行う。各情報の発令基準の細部については、別にマニュアルで定める。 表 3－16－1 基本的な避難情報の基準 <table><tr><th>種別</th><th>基準</th></tr><tr><td>【警戒レベル 3】 高齢者等避難</td><td>1 避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が安全に避難できるタイミングで発令する。 2 河川の水位が氾濫注意水位【警戒レベル 2 相当】に達し、その後も水位の上昇が見込まれ、河川の氾濫に至るおそれがあるとき。 (洪水キキクル（危険度分布）、流域雨量指数の予測値を活用) 3 大雨警報（土砂災害）が発表され、それまでの雨量やその後の予想雨量などから、土砂災害の発生が見込まれるとき。 (土砂キキクル（危険度分布）を活用) 4 夜間に避難指示の発令が予想されるときは、避難行動をとりやすい時間帯での発令に努める。 5 その他警報等が発表され、特に避難準備を要すると判断したとき。</td></tr><tr><td>【警戒レベル 4】 避難指示</td><td>1 災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、人の生命又は身体を災害から防護し、その他災害の拡大を防止するために、立ち退き避難を求めるために発令する。 2 河川の水位が避難判断水位【警戒レベル 3 相当】に達し、その後も水位の上昇が見込まれ、河川の氾濫に至るおそれがあるとき。 (洪水キキクル（危険度分布）、流域雨量指数の予測値を活用) 3 土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害の発生又はそれまでの雨量やその後の予想雨量などから、土砂災害の発生が見込まれると判断されるとき。 (土砂キキクル（危険度分布）を活用) 4 津波注意報、津波警報および大津波警報が発表されたとき。 ※台風の接近時に発表される各警報により、暴風等により避難が困難になることを想定して早めに避難指示等を検討する。</td></tr><tr><td>【警戒レベル 5】 緊急安全確保</td><td>1 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ事態に照らし緊急を要すると認めるときに、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他緊急に安全を確保することを求めるために発令する。</td></tr></table>	種別	基準	【警戒レベル 3】 高齢者等避難	1 避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が安全に避難できるタイミングで発令する。 2 河川の水位が氾濫注意水位【警戒レベル 2 相当】に達し、その後も水位の上昇が見込まれ、河川の氾濫に至るおそれがあるとき。 (洪水キキクル（危険度分布）、流域雨量指数の予測値を活用) 3 大雨警報（土砂災害）が発表され、それまでの雨量やその後の予想雨量などから、土砂災害の発生が見込まれるとき。 (土砂キキクル（危険度分布）を活用) 4 夜間に避難指示の発令が予想されるときは、避難行動をとりやすい時間帯での発令に努める。 5 その他警報等が発表され、特に避難準備を要すると判断したとき。	【警戒レベル 4】 避難指示	1 災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、人の生命又は身体を災害から防護し、その他災害の拡大を防止するために、立ち退き避難を求めるために発令する。 2 河川の水位が避難判断水位【警戒レベル 3 相当】に達し、その後も水位の上昇が見込まれ、河川の氾濫に至るおそれがあるとき。 (洪水キキクル（危険度分布）、流域雨量指数の予測値を活用) 3 土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害の発生又はそれまでの雨量やその後の予想雨量などから、土砂災害の発生が見込まれると判断されるとき。 (土砂キキクル（危険度分布）を活用) 4 津波注意報、津波警報および大津波警報が発表されたとき。 ※台風の接近時に発表される各警報により、暴風等により避難が困難になることを想定して早めに避難指示等を検討する。	【警戒レベル 5】 緊急安全確保	1 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ事態に照らし緊急を要すると認めるときに、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他緊急に安全を確保することを求めるために発令する。	第 16 節 市民等の避難 2 避難勧告、避難指示（緊急）の発令 (1) 避難情報の基準 ウ 避難情報の基準 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の基準は次のとおりとし、総合的に状況を判断して行う。各情報の発令においては、総合的に判断する必要があることから、別にマニュアルで定める。 表 3－16－1 基本的な避難情報の基準 <table><tr><th>種別</th><th>基準</th></tr><tr><td>避難準備・ 高齢者等避難開始</td><td>1 避難勧告および避難指示発令の可能性が大きいと判断されるとき。 2 短時間強雨による床上浸水や床下浸水などの浸水害が発生するおそれがあるとき。 (大雨警報（浸水害）の危険度分布を活用) 3 河川の水位が氾濫注意水位に達し、その後も水位の上昇が見込まれ、河川の氾濫に至るおそれがあるとき。 (洪水警報の危険度分布、流域雨量指数の予測値および河川水位現況情報を活用) 4 大雨警報（土砂災害）が発表され、それまでの雨量やその後の予想雨量などから、土砂災害の発生が見込まれるとき。 (土砂災害警戒判定メッシュ情報を活用) 5 夜間に避難勧告および避難指示(緊急)の発令が予想されるとき。 (避難行動をとりやすい時間帯での発令に努める。) 6 その他警報等が発表され、特に避難準備を要すると判断したとき。</td></tr><tr><td>避難勧告</td><td>1 地震や風水害等による災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき。 2 河川の水位が避難判断水位に達し、その後も水位の上昇が見込まれ、河川の氾濫に至るおそれがあるとき。 (洪水警報の危険度分布、流域雨量指数の予測値および河川水位現況情報を活用) 3 土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害の発生又はそれまでの雨量やその後の予想雨量などから、土砂災害の発生が見込まれると判断されるとき。 (土砂災害警戒判定メッシュ情報を活用) ※ 台風の接近時に発表される各警報により、暴風等により避難が困難になることを想定して早めに避難勧告等を検討する。</td></tr><tr><td>避難指示 （緊急）</td><td>1 避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき。 2 地震や風水害による災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき。 3 津波注意報、津波警報および大津波警報が発表されたとき。</td></tr></table>	種別	基準	避難準備・ 高齢者等避難開始	1 避難勧告および避難指示発令の可能性が大きいと判断されるとき。 2 短時間強雨による床上浸水や床下浸水などの浸水害が発生するおそれがあるとき。 (大雨警報（浸水害）の危険度分布を活用) 3 河川の水位が氾濫注意水位に達し、その後も水位の上昇が見込まれ、河川の氾濫に至るおそれがあるとき。 (洪水警報の危険度分布、流域雨量指数の予測値および河川水位現況情報を活用) 4 大雨警報（土砂災害）が発表され、それまでの雨量やその後の予想雨量などから、土砂災害の発生が見込まれるとき。 (土砂災害警戒判定メッシュ情報を活用) 5 夜間に避難勧告および避難指示(緊急)の発令が予想されるとき。 (避難行動をとりやすい時間帯での発令に努める。) 6 その他警報等が発表され、特に避難準備を要すると判断したとき。	避難勧告	1 地震や風水害等による災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき。 2 河川の水位が避難判断水位に達し、その後も水位の上昇が見込まれ、河川の氾濫に至るおそれがあるとき。 (洪水警報の危険度分布、流域雨量指数の予測値および河川水位現況情報を活用) 3 土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害の発生又はそれまでの雨量やその後の予想雨量などから、土砂災害の発生が見込まれると判断されるとき。 (土砂災害警戒判定メッシュ情報を活用) ※ 台風の接近時に発表される各警報により、暴風等により避難が困難になることを想定して早めに避難勧告等を検討する。	避難指示 （緊急）	1 避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき。 2 地震や風水害による災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき。 3 津波注意報、津波警報および大津波警報が発表されたとき。	用語の整理
種別	基準																		
【警戒レベル 3】 高齢者等避難	1 避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が安全に避難できるタイミングで発令する。 2 河川の水位が氾濫注意水位【警戒レベル 2 相当】に達し、その後も水位の上昇が見込まれ、河川の氾濫に至るおそれがあるとき。 (洪水キキクル（危険度分布）、流域雨量指数の予測値を活用) 3 大雨警報（土砂災害）が発表され、それまでの雨量やその後の予想雨量などから、土砂災害の発生が見込まれるとき。 (土砂キキクル（危険度分布）を活用) 4 夜間に避難指示の発令が予想されるときは、避難行動をとりやすい時間帯での発令に努める。 5 その他警報等が発表され、特に避難準備を要すると判断したとき。																		
【警戒レベル 4】 避難指示	1 災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、人の生命又は身体を災害から防護し、その他災害の拡大を防止するために、立ち退き避難を求めるために発令する。 2 河川の水位が避難判断水位【警戒レベル 3 相当】に達し、その後も水位の上昇が見込まれ、河川の氾濫に至るおそれがあるとき。 (洪水キキクル（危険度分布）、流域雨量指数の予測値を活用) 3 土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害の発生又はそれまでの雨量やその後の予想雨量などから、土砂災害の発生が見込まれると判断されるとき。 (土砂キキクル（危険度分布）を活用) 4 津波注意報、津波警報および大津波警報が発表されたとき。 ※台風の接近時に発表される各警報により、暴風等により避難が困難になることを想定して早めに避難指示等を検討する。																		
【警戒レベル 5】 緊急安全確保	1 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ事態に照らし緊急を要すると認めるときに、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他緊急に安全を確保することを求めるために発令する。																		
種別	基準																		
避難準備・ 高齢者等避難開始	1 避難勧告および避難指示発令の可能性が大きいと判断されるとき。 2 短時間強雨による床上浸水や床下浸水などの浸水害が発生するおそれがあるとき。 (大雨警報（浸水害）の危険度分布を活用) 3 河川の水位が氾濫注意水位に達し、その後も水位の上昇が見込まれ、河川の氾濫に至るおそれがあるとき。 (洪水警報の危険度分布、流域雨量指数の予測値および河川水位現況情報を活用) 4 大雨警報（土砂災害）が発表され、それまでの雨量やその後の予想雨量などから、土砂災害の発生が見込まれるとき。 (土砂災害警戒判定メッシュ情報を活用) 5 夜間に避難勧告および避難指示(緊急)の発令が予想されるとき。 (避難行動をとりやすい時間帯での発令に努める。) 6 その他警報等が発表され、特に避難準備を要すると判断したとき。																		
避難勧告	1 地震や風水害等による災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき。 2 河川の水位が避難判断水位に達し、その後も水位の上昇が見込まれ、河川の氾濫に至るおそれがあるとき。 (洪水警報の危険度分布、流域雨量指数の予測値および河川水位現況情報を活用) 3 土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害の発生又はそれまでの雨量やその後の予想雨量などから、土砂災害の発生が見込まれると判断されるとき。 (土砂災害警戒判定メッシュ情報を活用) ※ 台風の接近時に発表される各警報により、暴風等により避難が困難になることを想定して早めに避難勧告等を検討する。																		
避難指示 （緊急）	1 避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき。 2 地震や風水害による災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき。 3 津波注意報、津波警報および大津波警報が発表されたとき。																		
第 3 章 第 16 節 （P411）	3 市民の避難に関する留意事項 (2) 携行品の制限 市民は、避難行動時に必要となる物品について、必要最小限にまとめ、避難の際に持ち出し携行する「非常持出品」を準備する。 また、外出時に災害が起きた場合に備え、「常時携行品」の携行にも心がける。避難時の服装は軽装とし、素足を避け、帽子、頭巾、雨具類および必要に応じ防寒具等を持参する。	4 市民の避難に関する留意事項 (2) 携行品の制限 緊急を要する場合は、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、保険証等）、処方薬（お薬手帳）、タオル、チリ紙等、円滑な避難行動に支障をきたさない最小限度のものとする。 また、比較的時間に余裕のある場合は、若干の食糧、日用身の回り品等を携行する。	検証項目 No. 11（備蓄品等の配置・配分要領について）の反映																

秋田市地域防災計画新旧対照表（抜粋）

該当箇所	素案	秋田市地域防災計画（平成 31 年 3 月 5 日）	備考 （修正根拠等）
第 3 章 第 17 節 （P427）	第 17 節 避難場所・避難所の開設・運営 3 避難所の運営 (4) 避難所における生活環境の保護 キ 防犯対策 防犯対策として、必要に応じて警察等と連携し、犯罪やハラスメントの未然防止策を講じ、避難者が安心して避難生活を送ることができる環境の整備に努める。	<u>（新設）</u>	検証項目 No. 12（防犯対策について）の反映
第 3 章 第 26 節 （P463）	第 26 節 ボランティアの受入れ 4 受入体制の確立 (1) 災害ボランティアセンターの設置 秋田市社会福祉協議会は、市（福祉班）と速やかに協議し、関係各機関と連携を図り、災害ボランティアセンターを開設する。市（福祉班）は、その事務局の設置場所を近隣の公的施設内に提供するとともに、連絡員を派遣する。 また、災害ボランティアセンターの運営に係る人員体制については、平時より秋田市社会福祉協議会や関連団体と人員派遣について協議し、人員確保に努める。	第 26 節 ボランティアの受入れ 4 受入体制の確立 (1) 災害ボランティアセンターの設置 秋田市社会福祉協議会は、市災害対策本部もしくは市（福祉班）と速やかに協議し、関係各機関と連携を図り、災害ボランティアセンターを開設する。市（福祉班）は、その事務局の設置場所を市庁舎内あるいは、近隣の公的施設内に提供するとともに、連絡員を派遣する。	検証項目 No. 32（災害ボランティアセンターの運営支援について）の反映
第 4 章 第 1 節 （P576）	第 1 節 市民生活安定のための緊急措置 18 災害ケースマネジメントへの移行 被災者ごとに被災の状況が異なり求められる支援も様々になることから、必要な支援を迅速にきめ細かに届けられるよう状況を把握した上で復興支援を行う災害ケースマネジメントの手法に移行し継続的に実施する。 (1) 目的 ア 被災者の自立・生活再建の早期実現 イ 支援制度に関する情報が届いていない被災者に対する支援漏れの防止 ウ 災害関連死の防止 エ 地域社会の活力維持への貢献 (2) 内容 ア 平時 市（福祉班）は平常時から秋田市社会福祉協議会やNPO等の民間団体など支援機関と連携体制を構築し、被災者支援の関係部局と共有する。 イ 復興時 (ア) アウトリーチ（戸別訪問や相談等）による状況把握 被災者への戸別訪問や相談対応などのアウトリーチにより、支援が必要な被災者の課題の把握を行う。 (イ) ケース会議による支援方針の検討 被災者支援の関係部局は、支援機関と被災者一人ひとりの課題に応じた支援について検討するケース会議を実施する。 (ウ) 適切な支援策へのつなぎ 被災者の自立・生活再建に向けて、アウトリーチによる状況把握やケース会議による支援策の検討を継続し、適切な支援策につなげる。	<u>（新設）</u>	検証項目 No. 4（災害ケースマネジメントについて）の反映

秋田市地域防災計画

第21次修正の修正概要

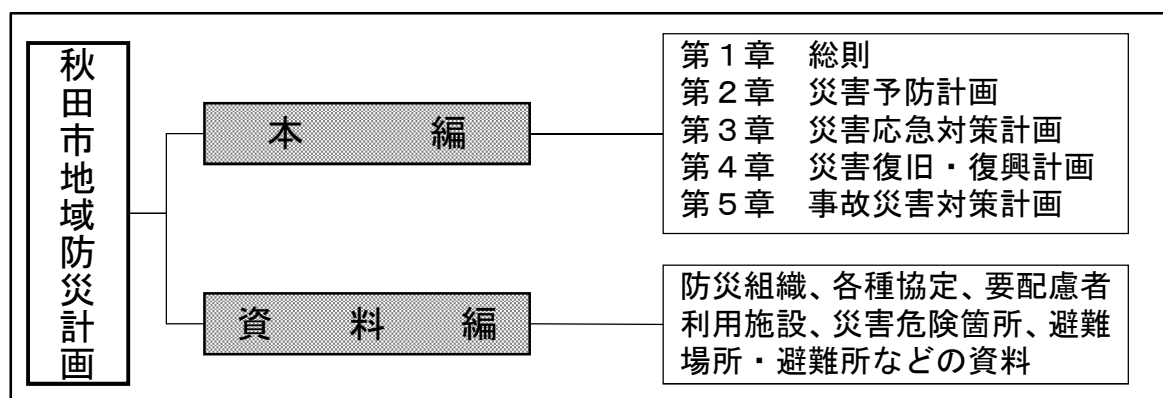
1 修正の目的

本市の地域防災計画は、市民の生命、身体および財産を災害から保護することを目的に、昭和39年に策定し、おおむね5年ごとに更新を行ってまいりました。

今回の第21次修正は、平成31年3月以降、様々な自然災害等を教訓として、災害対策基本法をはじめとする関連法令や、国の防災基本計画、秋田県地域防災計画の改訂が行われており、これらの計画との整合を図るとともに、昨年7月の豪雨災害における課題や対応等について検証を行ったことから、これらを計画に反映しようとするものです。

2 計画の体系

秋田市地域防災計画は、「本編」と「資料編」の全2編で構成しています。



3 修正の概要

修正に当たっては、以下の視点で、国の防災基本計画や県の地域防災計画、令和5年7月豪雨における課題、その他社会情勢等を踏まえた課題を適切に反映するとともに、各関係機関等からの意見も参考にしております。

- ① 防災基本計画および秋田県地域防災計画との整合
- ② 社会環境の変化や法令の改正等に伴う見直し
- ③ 令和5年7月豪雨災害の検証結果の反映

4 主な修正事項

第1章 総則

「総則」は、市および防災関係機関の役割分担、防災対策の基本的方針等について定めています。

今回の修正では、市の防災体制の強化のため、災害対策本部体制を見直しました。
また、本市の人口や気候の状況など、必要な時点修正を行いました。

① 災害対策本部事務局体制の強化（P 2 1）【第3節2項】

災害対策本部体制へ、本部事務局体制と本部事務局の事務分掌を新たに追加しました。

第2章 災害予防計画

「災害予防計画」は、災害が発生した場合にその被害を最小限にとどめるために必要な事前の措置について定めた計画です。

今回の修正では、市は防災知識の普及を図るため、イベントを通じた普及活動や学校における防災教育を実施するほか、避難情報などを市民のみなさんへ確実にお伝えするため、様々な伝達手段を用いて発信するとともに、具体的な避難情報の発令基準の設定や災害時に優先すべき業務を絞り込み、市役所全体で対応するための体制構築などについて見直しました。

また、避難時の対応については、感染症まん延時の対策として指定避難所の開設・混雑状況等の周知手段を整備するほか、避難所運営を行う上で専門家、NPO・ボランティア等と連携することを定めました。

このほか、災害に備えて市が事前に整備しておく体制として、外部からの応援職員の受入体制や、大規模な災害が発生した際に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるための実施体制を確保することなどについて見直しました。

① 情報伝達手段の整備（P 8 5）【第2節1項】

市は、市民への災害情報の伝達として、緊急速報メール、防災ラジオ、市ホームページ、SNSのほか、防災ネットあきたのメールや視覚障がい者および土砂災害区域の住民向けの自動電話サービス、聴覚障がい者向けの自動FAXサービス等、多様な伝達手段を活用するとともに、新たな伝達手段の構築に努めることについて新たに追加しました。

② 企業の役割（P 9 8）【第4節1項】

企業は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときは、テレワーク、時差出勤、計画的な休業等の外出抑制を実施することについて新たに追加しました。

③ 防災知識の普及（P 1 0 2）【第 5 節計画の方針】

市は、市民が防災に関して正しい知識を持ち、的確な行動がとれるようにするため、平常時から地震体験車などを活用した市民参加の体験型防災イベントや、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等を含む各種研修会などを開催し、防災知識や災害時の対応などの普及指導に努めることを新たに追加しました。

④ 個別訓練の追加（P 1 1 3）【第 6 節 1 項】

市は、新型コロナウイルスなどの感染症対策に配慮した避難所の開設・運営訓練を実施することを新たに追加しました。

⑤ 避難情報の発令基準の設定（P 1 3 2）【第 1 0 節 2 項】

洪水等に対する市民の警戒避難体制として、市は、洪水予報河川および水位周知河川以外の中小河川についても、洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)等を活用し、具体的な避難指示等の発令基準を設定することなどを新たに追加しました。

⑥ 避難情報の発令（P 1 7 3）【第 1 6 節 1 項】

市は、災害時に躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時に優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めることを新たに追加しました。

⑦ 指定避難所の開設状況や混雑状況等の周知（P 1 7 8）【第 1 6 節 3 項】

市は、災害により最寄りの指定緊急避難場所が異なることを事前に周知するほか、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、市ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるよう、記載を見直しました。

⑧ 指定避難所の運営管理（P 1 8 2）【第 1 6 節 4 項】

市は、住民等に対し、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に指定避難所を運営できるよう、あらかじめ避難所内の施設の利用計画を作成するよう努めるとともに、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めることを新たに追加しました。

市および各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めることを新たに追加しました。

加えて、市は、平常時から感染症対策のため、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者が発生した場合の対応について必要な措置を講じることを新たに追加しました。

⑨ 要配慮者の実態把握（P 1 9 3）【第 1 9 節 2 項】

地域の自主防災組織、町内会等又は民生委員・児童委員が、災害時における支援活動のあり方などについて平常時から検討し、整備することについて新たに追加しました。

⑩ 応援職員受入体制の整備（P 2 1 1）【第 2 2 節 1 項】

市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるほか、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めることを新たに追加しました。

⑪ 非常用電源等の整備と燃料の確保（P 2 7 3）【第 4 1 節 1 項】

市および各種公共施設等の施設管理者は、停電が長期間にわたる場合においても、業務の遂行に必要な照明やコンセント等が確保できるよう、非常用発電機の設置等必要な設備を整備するほか、燃料の備蓄等に努めることを新たに追加しました。

⑫ 罹災証明書交付体制の整備（P 2 7 5）【第 4 2 節 1 項】

市は、大規模災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、平時から、住家被害の調査に従事する職員の育成や、他の地方公共団体等との連携など、必要な業務の実施体制の整備に努めることを新たに追加しました。

第 3 章 災害応急対策計画

「災害応急対策計画」は、災害が発生した場合の応急的救助等、災害の拡大を防止するための措置について定めた計画です。

今回の修正では、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令基準について基本的な考え方を記載し、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じ、5段階の警戒レベルを付して発令することについて見直しました。

また、災害から命を守るための施設として、指定緊急避難場所をいち早く開設する必要があることから、施設の解錠について、市または施設の管理者が迅速に行えるよう連絡体制を整備するとともに、地域住民と連携することについて見直したほか、避難所の防犯対策として、必要に応じて警察等と連携し、犯罪やハラスメントの未然防止策を講じ、避難者が安心して避難生活を送ることができる環境の整備に努めることや、能登半島地震の教訓を踏まえ、避難所を開設した早い段階からパーティションや簡易ベッドの設置について留意することを新たに追加しました。

このほか、災害時には、NPOやボランティアの協力は、被災地の救援等を図るうえで大きな力となることから、秋田市社会福祉協議会と連携してNPO等の支援内容を把握するとともに、ボランティア活動を積極的に支援することについて見直しました。

① 受援計画の策定（P 2 8 6）【第 2 節 7 項】

市は、災害時において他の自治体や防災関係機関から円滑に応援を受けることができるよう、あらかじめ、受援計画を策定することを新たに追加しました。

② 安否不明者への対応（P 3 3 8）【第 6 節 7 項】

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うことを新たに追加しました。

③ 秋田市災害時医療救護マニュアルに基づく活動（P 3 7 2）【第 1 2 節 計画の方針】

市は、秋田市災害時医療救護マニュアルに基づき初期医療体制や搬送体制の強化を図ることを追加しました。

④ 警戒レベルに応じた避難情報の発令（P 4 0 5）【第 1 6 節 1 項】

市は、災害の切迫度に応じて 5 段階の警戒レベルを付して避難情報を発令することを新たに追加しました。

⑤ 市民の避難に関する留意事項（P 4 1 1）【第 1 6 節 3 項】

避難行動時に必要となる物品について、市民が、避難の際に持ち出し携行する「非常持出品」を準備すること、外出時に災害が起きた場合に備え、「常時携行品」の携行についても心がけることについて、記載を見直しました。

⑥ 避難場所の開設への対応（P 4 2 1）【第 1 7 節 1 項】

市または施設の管理者が、迅速に避難場所の解錠を行えるよう連絡体制を整備するとともに、地域住民との連携により施設のいち早い解錠について留意することを新たに記載しました。

⑦ 避難所の運営に関する事項（P 4 2 7）【第 1 7 節 3 項】

市は、避難所における防犯対策として、必要に応じて警察等と連携し、犯罪やハラスメントの未然防止策を講じ、避難者が安心して避難生活を送ることができる環境の整備に努めることを新たに追加しました。

また、早い段階からのパーティション・簡易ベッドの設置や、生活水の確保などについて新たに追加しました。

⑧ 災害ボランティアセンターにおける人員確保（P 4 6 3）【第 2 6 節 4 項】

市は、災害ボランティアセンターの運営に係る人員体制について、平時より秋田市社会福祉協議会や関連団体と人員派遣について協議し、人員確保に努めることを新たに追加しました。

第 4 章 災害復旧・復興計画

「災害復旧・復興計画」は、市民生活や経済の安定のための緊急措置、公共施設の災害復旧、市の復興のための措置について定めた計画です。

今回の修正では、災害時に被災者一人ひとりの状況を把握し、きめ細かな支援が必要であることから、災害ケースマネジメントを継続的に実施することを方針として記載するほか、被災者への戸別訪問や相談対応などの支援により、支援が必要な被災者の課題の把握を行い、ケース診断会議を実施した上で、適切な支援策につなげることについて記載しました。

① 災害ケースマネジメントへの移行（P 5 7 6）【第 1 節 1 8 項】

市は、平常時から秋田市社会福祉協議会やNPO等の民間団体など支援機関と連携体制を構築し、災害発生後は被災者に必要な支援を迅速にきめ細かに届けられるよう状況を把握した上で復興支援を行う災害ケースマネジメントの手法に移行し、継続的に支援を実施することを新たに追加しました。

※災害ケースマネジメントとは、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組です。

第 5 章 事故災害対策計画

「事故災害対策計画」は、大規模火災の発生や危険物等による事故、海上災害等の大規模事故発生時の措置について定めた計画です。

今回の修正では、前回以降に変更となった組織名や施設の状況などについて時点修正を行いました。

(仮称) 秋田市水防センターの基本設計について

現在、国土交通省が造成（盛土）を行っている秋田地区河川防災ステーションの敷地内に、本市が令和7年度建設予定の（仮称）秋田市水防センターについて、令和6年8月末で基本設計を完了したことから、その概要について報告するもの

1 基本設計の概要

- (1) 建設予定地 秋田市四ツ小屋字中山208-1ほか（国土交通省所有地内）
- (2) 敷地面積 約3,400㎡（国土交通省と協議中）
- (3) 構造・階数 鉄骨造・平家建て
- (4) 延床面積 456.73㎡
- (5) 事業費 478,123千円(概算)

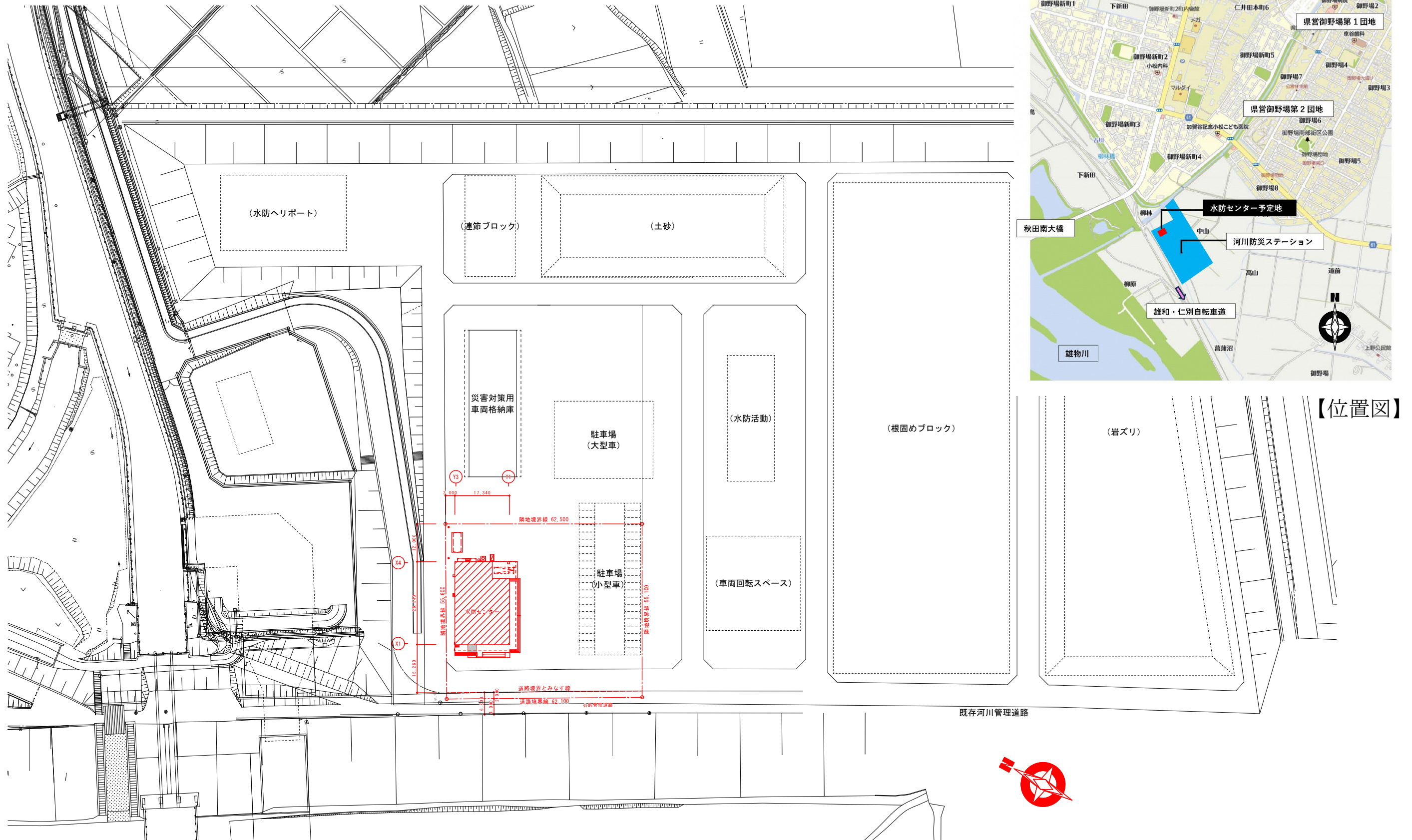
【鳥瞰図】

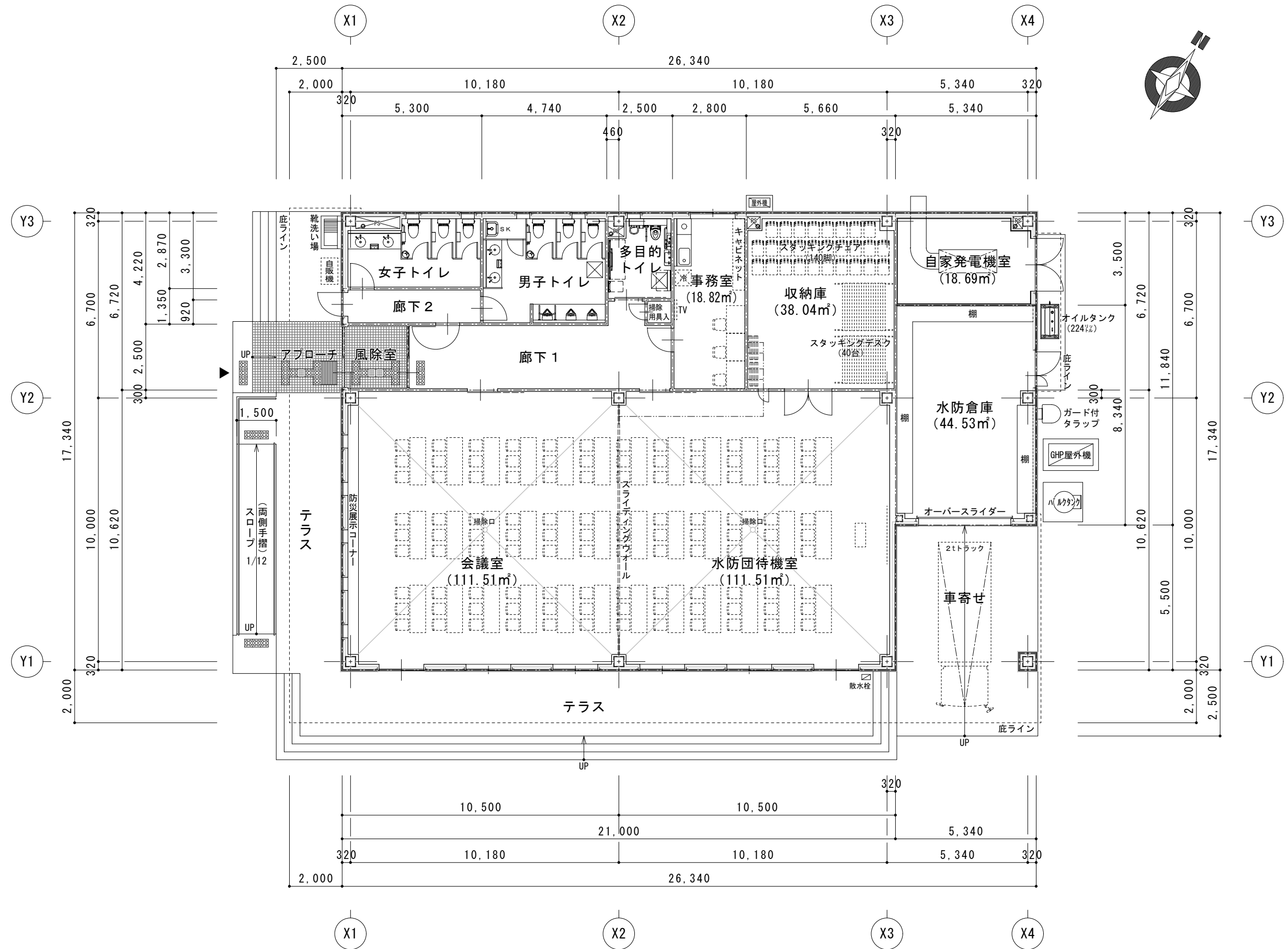


※配置図(位置図)、平面図、外観パースは別紙参照

2 スケジュール

時 期	実 施 内 容
令和6年 8月	基本設計完了
9月	実施設計着手（令和7年3月14日まで）
令和7年 2月	令和7年度当初予算（建設工事費）
4～5月	建設工事契約事務（仮契約）
6月	契約議案提出（議決後本契約）
7月	建設工事着工（令和8年3月まで）







発注者指定型による週休2日工事の導入について

建設業の働き方改革を推進する観点から、令和6年4月より時間外労働の罰則付き上限規制が適用となり、国、県においては、全ての工事において、労務費等を割り増し加算をして発注する「発注者指定」による「週休2日工事」を実施していることから、本市においても令和7年度から「発注者指定型」を導入しようとするものである。

1 発注方式

- (1) 発注者指定型：全ての工事を対象とし、発注者指定を基本とする。

発注者である秋田市が受注者に対し、工事期間中毎月、週休2日以上 の達成を前提とした方式

- (2) 受注者希望型：災害復旧や緊急性が高い工程に制約がある工事等に限定とする。

受注者の希望により工事期間中毎月、週休2日以上又は交替制による取組ができるものを対象とした方式

2 本市での週休2日工事の実施状況

- | | | |
|-----------|----------|-------|
| (1) 令和3年度 | 16件／144件 | 11.1% |
| (2) 令和4年度 | 21件／162件 | 12.9% |
| (3) 令和5年度 | 39件／101件 | 38.6% |

※建設部発注による土木工事全般を対象として実施したもの

※週休2日工事实施時における工事費増額は、3.5%～4.0%程度

3 スケジュール

関係機関等周知（業界団体含む。）
運用開始

令和6年12月～令和7年3月
令和7年4月